

はじめに



わが国の高齢化は、急速にすすんでおり、うるま市の高齢化率も17%となっております。一般的に高齢化社会とは、高齢化率が14%を超える社会の事を示しており、本市も高齢化社会を迎え、団塊の世代が高齢期を迎えると急速に増加し、ますます高齢化が進んでいくと予測しています。

高齢者の方々が、自立と尊厳をもって、健康に住み慣れた地域で安心して暮らしていることが、誰もが思い、地域住民のみなさんが望んでいると考えております。

高齢者の方々が、健康維持・増進や介護予防に取り組み、生きがいをもって地域づくりに参加でき、介護が必要な状態になったとしても、地域社会全体で支え合い、高齢者が生き生きと安心して暮らせるまちづくりを目指して、「おじー・おばーが生き生きがんにゅうに暮らすまち」をスローガンにうるま市高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画（平成24年度～平成26年度）を策定しました。

本市では、これまでも市民の皆さまのご協力のもと、高齢者福祉事業を展開してまいりましたが、今計画の実現は、自ら行う（自助）、隣近所や地域の支え合い（共助）、行政の施策等（公助）が一体となっていく地域包括ケアシステムを実施していく為に、市民の皆さまには、引き続き、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提案をいただきました、うるま市高齢者福祉計画策定委員会の皆さまはじめ、ご尽力いただきました多くの皆さまに心から感謝申し上げます。

平成24年3月

うるま市長 島袋俊夫

目次

第1章 高齢者福祉計画等の基本事項	1
1. 計画策定の背景	1
2. 計画の位置づけと期間	2
3. うるま市の高齢者を取り巻く現状と課題	3
4. 高齢者人口等の推計	5
5. 高齢者福祉計画・介護保険事業計画の基本的な考え方	6
6. 施策の体系	11
第2章 高齢者福祉計画等の具体施策	13
基本目標I 生き生き、はつらつ高齢者が暮らすまち	
基本方針I-1 健康づくり・生きがいくりの充実	13
基本方針I-2 介護予防・介護保険サービス等の充実	18
基本目標II 高齢者が安心して暮らせる支え合いのまち	
基本方針II-1 支え合いの仕組みづくり	30
基本方針II-2 安心・安全なまちづくり	34
第3章 計画期間中における介護サービス量等の見込み	37
1. 介護給付等サービス利用者のイメージ	37
2. 介護保険料算定のながれ	38
3. 介護サービス量等の見込みと介護保険料の算定	39
第4章 日常生活圏域での具体施策	51
1. 日常生活圏域	51
2. 日常生活圏域高齢者二一ズ調査結果の概要	53
3. 住民参加による施策の推進	55
4. 日常生活圏域別の具体施策	55
第5章 計画推進に向けて	71
資料編	73

第1章 高齢者福祉計画等の基本事項

1. 計画策定の背景

国においては、本格的な高齢社会に対応すべく、高齢者の視点で総合的な施策を推進するために平成元年（1989年）にゴールドプランを策定し、その後、平成12年4月の介護保険制度の導入を契機に、介護保険事業計画の策定を加え、「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」の下で高齢者施策の充実を図ってきました。

平成17年度には、在宅を中心に地域で暮らし続けていく視点を強化し、介護保険サービスの一層の充実を図るとともに、介護予防の推進、認知症高齢者支援の充実、地域ケア体制の構築等をめざしていくこととしました。（下表参照）

こうした流れを踏まえ、介護予防事業の推進、地域包括支援センターを軸に地域ネットワークの充実等を図り、今後とも、地域包括ケアの充実を図っていくことが重要であるとし、「高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるよう、①介護、②予防、③医療、④生活支援、⑤住まいの5つのサービスを一体化して提供していく「地域包括ケア」の考え方にに基づき、取り組むことが重要である。」（全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料 平成23年2月22日より）としています。

<平成17年度の介護保険制度改革の基本的方向>

介護保険制度の将来展望
I. 介護予防の推進 （「介護＋予防」モデルへ）
・総合的な介護予防システムの確立
・統一的な介護予防マネジメントの確立
・市町村事業の見直し
・新・予防給付の創設
II. 認知症ケアの推進 （「身体ケア＋認知症ケア」モデルへ）
・地域密着型サービスの創設
・地域における認知症ケア支援体制の整備と権利擁護システムの充実
III. 地域ケア体制の整備 （「家族同居＋独居」モデルへ）
・地域における包括的・継続的なケア体制の整備
・総合的なマネジメント体制の整備
・地域基盤の「面」的整備

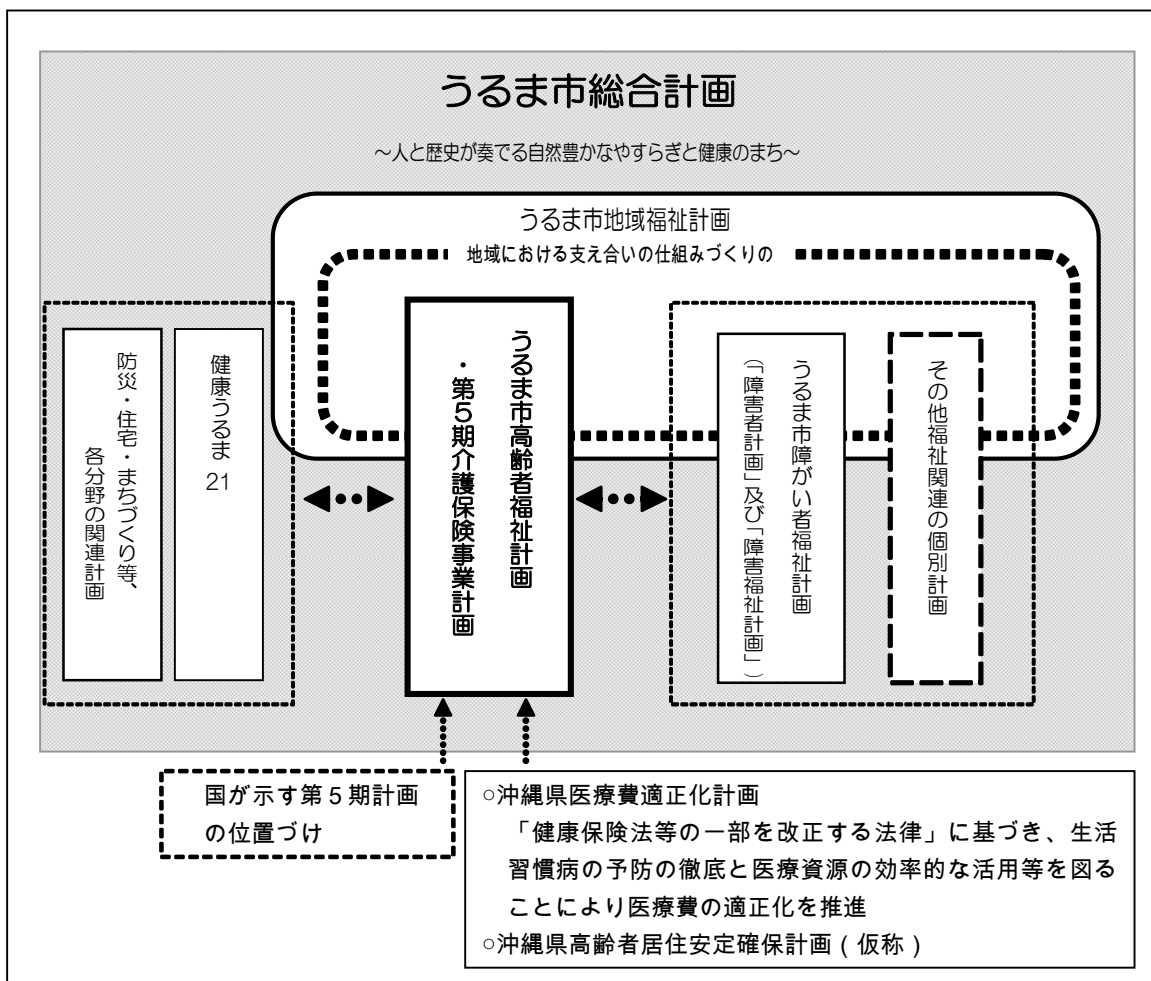
<第5期介護保険事業計画の基本的な考え方>

地域包括ケアの推進
地域包括ケアを実現するためには、次の5つの視点での取り組みが包括的、継続的に行われることが必須。
①介護サービスの充実強化
・特養などの介護拠点の緊急整備 等
②介護予防の推進
・要介護状態としないための予防の取り組み 等
③医療との連携強化
・24時間対応の在宅医療やリハビリテーションの充実強化 等
④多様な生活支援サービスの確保
・様々な生活支援（見守り、権利擁護等）サービスの推進 等
⑤高齢者の住まいの整備
・サービス付高齢者住宅の制度化 等

2. 計画の位置づけと期間

本計画の位置づけは以下に示す通りです。うるま市のまちづくりを総括する計画であるうるま市総合計画、福祉部門を総括する計画であるうるま市地域福祉計画のもと、うるま市障がい者福祉計画等他の福祉分野の個別計画をはじめ、防災、住宅等の個別計画等との整合を図った計画となります。

■ うるま市高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画の位置づけ



本計画の期間は、平成24年度を初年度として、26年度までの3年計画となります。平成26年度には本計画の見直しを行います。

3. うるま市の高齢者を取り巻く現状と課題

(1) 特定高齢者（二次予防事業対象者）の介護予防活動への支援強化

今後、高齢者が増加していく中で、要介護高齢者の増加も見込まれます。そうした中で、健やかな高齢期を過ごすために要介護状態にならないよう、その予防活動への取り組み、特に要介護者の予備群とされる二次予防事業対象者の対策が重要となります。

そうした中で、本市においては二次予防事業対象者の把握が十分とは言えず、訪問活動の充実等により、その把握を図っていく必要があります。また、把握した二次予防事業対象者については、介護予防事業への参加並びにその後の継続的な介護予防活動への取組みが重要となりますが、介護予防事業への参加者が少なく、啓発等を進め参加促進を図っていく必要があります。さらに、事業終了後の継続的な介護予防活動のための受け皿づくり（自主サークルや活動拠点の確保等）が必要となっています。

(2) 地域における高齢者の活動の場の充実

生きがい活動事業の一つであるミニデイサービスは、利用者の高齢化、参加者の固定化により新たな参加者が少ないです。また、地域によっても取組活動に差異があります。

今後、参加者の増加と内容の充実を図っていくとともに、活動が低調な地域への支援を進めていく必要があります。

(3) 地域における要援護高齢者の支援体制の充実

見守りが必要な高齢者の把握については災害対策上も必要なことから、今後地域との連携を進めながら可能な限り情報の共有を図るとともに、見守り等の支援体制の充実を進めていく必要があります。

(4) 認知症高齢者の予防・支援対策の充実

認知症の高齢者が年々増加しており、市民の認知症への理解や認知症予防への取り組みの充実が求められています。また、認知症に対する理解を得ながら地域が一体となって支えあうことができるよう、その支援を進める必要があります。

(5) 日常生活自立支援事業及び成年後見制度の円滑な利用

日常生活自立支援事業は、中部地域福祉権利擁護センターくくる（沖縄市社会福祉協議会内）が担当窓口となり事業実施していますが、利用希望者の増加に伴い、待機期間が長期化し利用が困難な状況になっています。また、成年後見制度

についても利用希望者が増加傾向にありますが、第三者後見人等の確保が困難となっています。

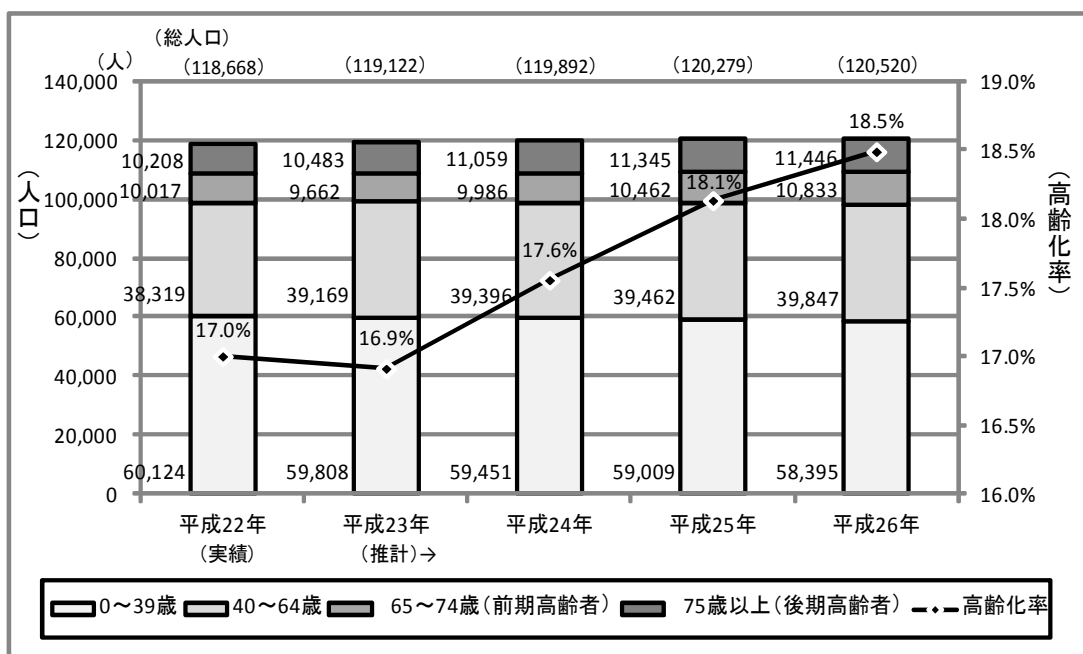
したがって、事業や制度のスムーズな利用を進めるために、日常生活自立支援事業の市単独実施や第三者後見人等の担い手の確保に向け、関係機関との連携を図っていく必要があります。



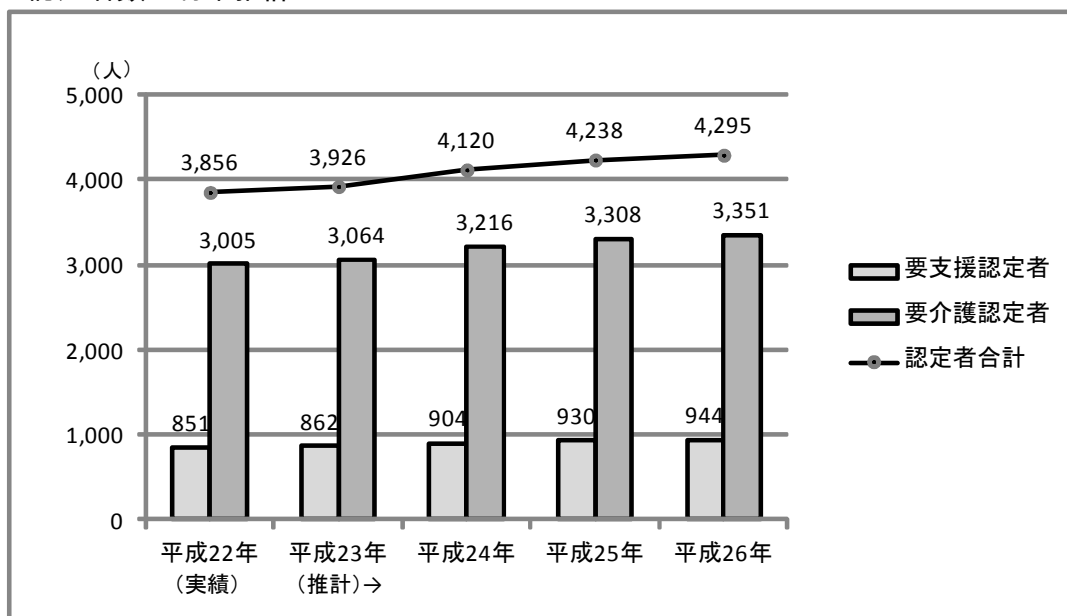
4. 高齢者人口等の推計

うるま市の高齢者人口は、平成22年10月1日現在20,225人で、総人口の17.0%を占めています。本計画の目標年となる平成26年には高齢者人口が22,278人、高齢化率が18.5%となり、今後ますます高齢化が進んでいくものと予測されます。また、介護認定者については、高齢者人口の増加に伴い増加傾向で推移するものと予測され、平成26年には4,295人と想定します。

■総人口及び65歳以上人口の将来推計



■認定者数の将来推計



5. 高齢福祉計画・介護保険事業計画の基本的な考え方

(1) 高齢者福祉計画・介護保険事業計画の理念

①計画の理念

うるま市は今後ますます高齢化が進んでいくと予想されることから、今ある地域の力、各種地域活動団体等の力を活かした地域における支え合いの取り組みや、保健・医療・福祉の関係機関・団体と連携した地域ケアネットワークの充実を図り、住民同士が支え合い、元気な高齢者も介護が必要な高齢者も住み慣れた地域で、その人らしく安心して暮らし続けられるよう、様々な施策を展開していく必要があります。

そこでうるま市では課題解決に向けて、「自助・共助・公助」※の考え方を基本に、本計画の基本理念を「高齢者の自立支援」「高齢者の尊厳の確保」「社会参加の促進」「共に支え合う地域社会」と定めます。

高齢者の自立支援

高齢者一人ひとりが住み慣れた地域で、できるだけ自立した生活が送れるよう、高齢者自らが介護予防や健康の維持・増進に取り組むことが大切です。また何らかの支援が必要な高齢者に対しては、適切な福祉・介護サービスの提供を図り、高齢者の生活を支援することが必要です。

高齢者の尊厳の確保

介護を必要とする状態や、認知症などによる判断能力の低下により何らかの支援が必要な状態になっても、高齢者の尊厳を確保し、その人らしい生活を送ることができる環境づくりが必要です。

社会参加の促進

高齢者はこれまでの人生の中で豊かな経験や技能を培ってきました。それらの経験や技能を活かすことが大切です。高齢者がその能力をもって地域づくりに参加できる仕組みづくりが必要です。

共に支え合う地域社会

高齢社会の進展の中で、将来に不安を感じている高齢者は少なくありません。住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域、行政等との協働をおし、ともに支え合い、ともに生きる地域づくりが必要です。

※「自助・共助・公助」とは

「自助」とは「自分で取り組むこと」、「共助」とは「隣近所や地域の支え合いによる取り組み」、「公助」とは「行政による個人や地域の取り組み支援」のことをいいます。

②うるま市の将来像

高齢者が望む支援のあり方や地域像等を踏まえ、本計画が目指すうるま市の姿を「おじー・おばーが 生き生き がんじゅうに暮らすまち ～市民の支え合いによる“いーやんべー”のまちづくり～」としました。元気な高齢者も介護を必要とする高齢者もそれぞれが尊厳を持って、生き生きと住み慣れた地域で暮らし、住民同士が互いに支え合い、安心して暮らせるまちづくりを進めます。

おじー・おばーが 生き生き がんじゅうに暮らすまち

～ 市民の支え合いによる“いーやんべー”のまちづくり ～



(2) 高齢者福祉計画・介護保険事業計画の基本目標

本計画では、高齢者福祉及び介護保険事業の取り組みを通して、「おじー・おばーが 生き生き がんじゅうに暮らすまち ～市民の支え合いによる“いーやんべー”のまちづくり～」を実現していくために、次の2つの目標を掲げていきます。

基本目標 1	生き生き、はつらつ高齢者が暮らすまち
---------------	---------------------------

うるま市の高齢者は、多くが自治会や老人クラブ、公民館サークルなどの地域活動に参加し、生き生きと暮らしている様子が窺えます。一方で、ニーズ調査結果から、高齢者が介護予防活動や地域活動等の社会活動に積極的に取り組めるよう、その支援を充実していくことが必要であることが分かりました。社会や地域に関わりながら、暮らしていきたいという高齢者の願いを実現することが重要です。

そこで、高齢者が尊厳をもって心身ともに健康で生き生きと、あるいは介護が必要になっても生き生きと、地域で暮らしていくことができるよう、身近な地域での健康・生きがいづくり、並びに介護予防活動の支援強化を図るとともに、介護・福祉・医療サービス等の充実を通じて要支援・要介護者の支援を進めます。

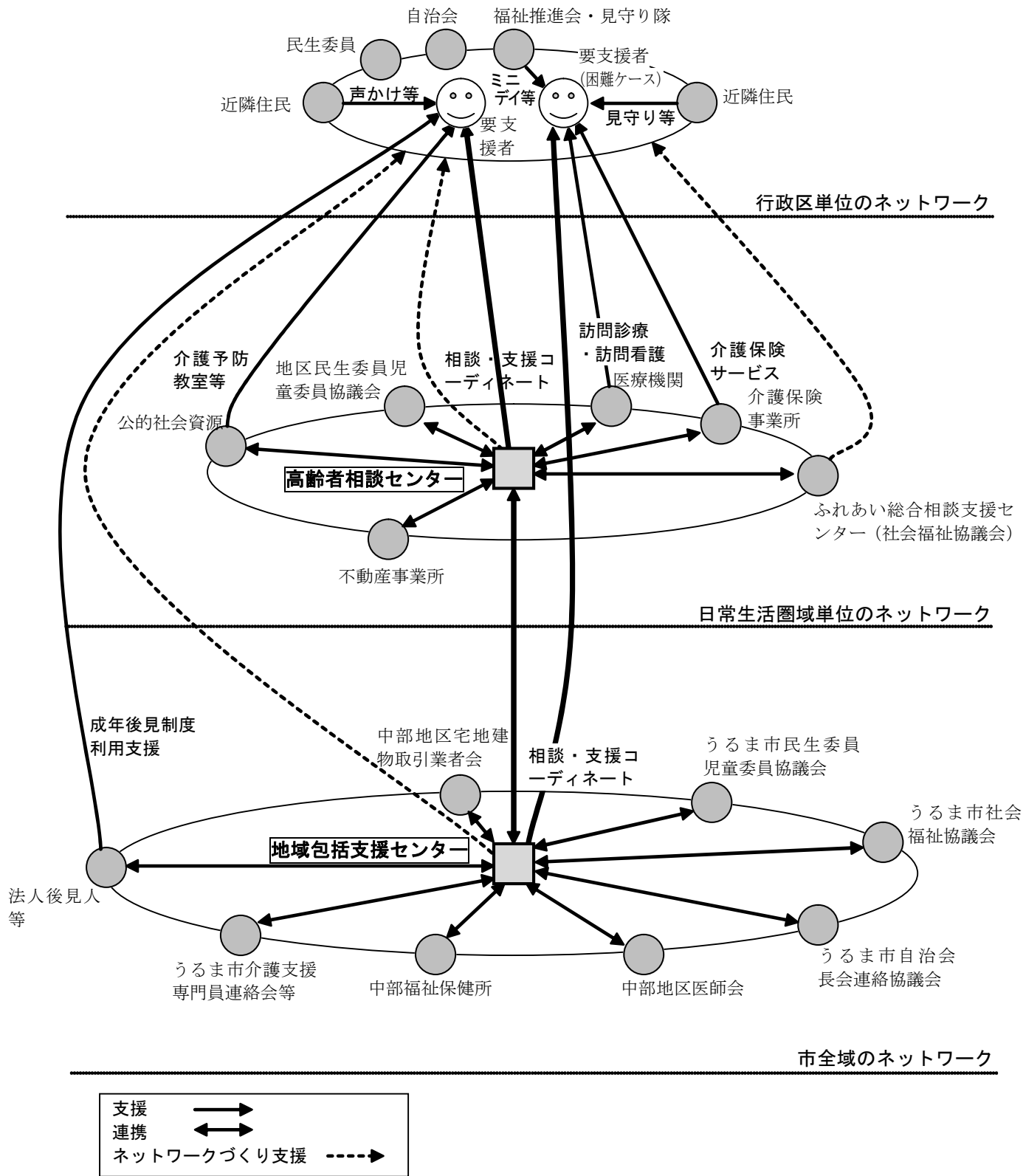
基本目標 2	高齢者が安心して暮らせる支え合いのまち
---------------	----------------------------

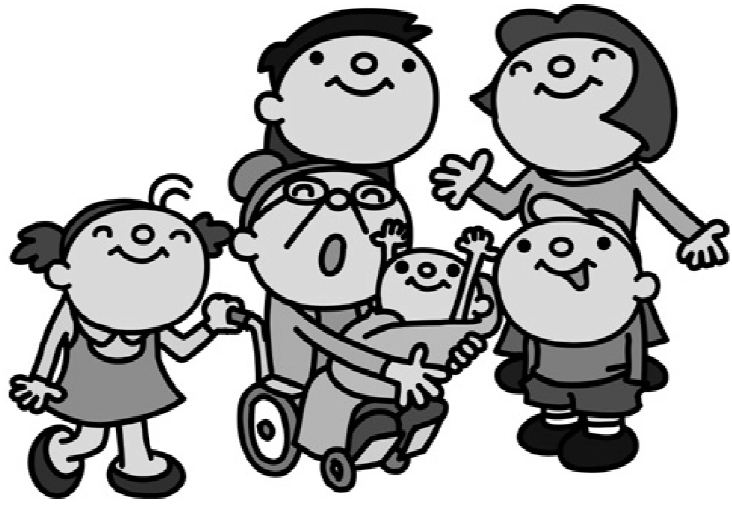
うるま市においては、日常生活圏域[※]ごとに高齢者の総合相談支援の窓口を設置し、各種相談、支援に対応しています。支援にあたっては地域社会との連携のもと、生きがい活動支援通所事業・地域型（公民館ミニデイ）、見守り活動、災害時の避難支援体制の構築など、支え合いの活動を進めています。今後、高齢社会が進む中で、市民によるこうした活動はますます重要となります。

そこで、高齢者が暮らす身近な地域での相談体制の充実を図るとともに、市民同士による支え合いが一層進んでいくよう、地域活動への支援等を進めます。また、安心・安全の視点から、先の支え合いの一貫として、災害時の要援護者支援の体制を確立するとともに、暮らしの基盤となる良質な住まい（有料老人ホームやサービス付高齢者向け住宅等）の確保に努めます。

※51 頁参照

◆うるま市地域包括ケアのイメージ





6. 施策の体系

本計画の将来像「おじー・おばーが 生き生き がんじゅうに暮らすまち」を実現するための、施策の全体の枠組みは以下のとおりです。

将来像	基本目標	基本方針	個別施策	具体施策	
おじー・おばーが 生き生き がんじゅうに暮らすまち	I 生き生き、はつらつ高齢者が 暮らすまち	I-1 健康づくり・生きがいづくりの充実	(1)健康づくりに関する普及・啓発の推進	①「健康うるま21」の普及啓発 ②健康講演会等の参加促進	
			(2)生活習慣病予防対策の推進	①特定健診・各種がん検診の受診勧奨 ②保健指導の実施	
			(3)生涯学習・生涯スポーツの推進	①生涯学習機会の充実 ②生涯スポーツ・レクリエーションの充実 ③健康福祉センターうるみんの活用	
			(4)地域活動の充実	①老人クラブ活動の支援 ②地域活動への参加促進 ③地域活動団体の活動促進	
			(5)就労支援の充実	①高齢者の就労支援の推進	
		I-2 介護予防・介護保険サービス等の充実	(1)介護予防の推進	①二次予防事業対象者把握の充実 ②二次予防事業の充実 ③一次予防事業の推進 ④介護予防支援の充実	
			(2)介護保険サービスの充実	①介護予防・居宅介護サービスの充実 ②地域密着型サービスの充実 ③施設・居住系サービスの充実及び整備促進 ④低所得者に対する負担軽減 ⑤介護支援専門員との連携及び包括的継続的支援の推進 ⑥介護保険サービスの質の確保と向上	
			(3)福祉・医療サービスの 充実	-1 在宅福祉サービスの実施	①軽度生活援助事業の実施 ②食の自立支援事業 ③老人福祉電話貸与の実施 ④緊急通報システム貸与の実施 ⑤ふれあいコール事業の実施 ⑥在宅老人日常生活用具給付事業の実施 ⑦外出支援サービスの実施 ⑧高齢者紙おむつ支給事業の実施 ⑨在宅介護者手当の支給
				-2 家族介護者支援の充実	①家族介護支援事業の推進 ②在宅介護者の活動支援
				-3 施設サービスの実施	①養護老人ホームへの入所措置の実施 ②高齢者等緊急一時保護事業の実施
	-4 在宅医療等の充実	①在宅療養支援診療所等の確保 ②看取り体制の充実			
	II 高齢者が安心して暮らせる 支え合いのまち	II-1 支え合いの仕組みづくり	(1)地域における支え合いの体制づくり	①地域包括支援センター及び高齢者相談センターの充実 ②地域ケアネットワークの充実 ③住民主体の支え合い活動の推進	
			(2)総合相談支援の充実	①総合相談体制の充実 ②権利擁護・成年後見制度の活用 ③高齢者虐待への対応	
			(3)認知症高齢者への支援対策の強化	①認知症に関する普及啓発事業の推進 ②認知症ケアサポート体制づくりの推進	
II-2 安心・安全なまちづくり		(1)防災・防犯対策の充実	①災害時要援護者支援体制の充実 ②自主防災組織の組織化促進 ③高齢者等緊急一時保護事業の実施（再掲） ④消費者保護対策の充実		
		(2)住宅・住環境の充実	①高齢者向け住宅の整備促進 ②有料老人ホームの届け出促進 ③有料老人ホーム事業所連絡会（仮称）の設置支援 ④高齢者が利用しやすい住宅の普及促進 ⑤高齢者が利用しやすい公共空間の整備		

第2章 高齢者福祉計画等の具体施策

基本目標I	生き生き、はつらつ高齢者が暮らすまち
--------------	---------------------------

基本方針 I - 1 健康づくり・生きがいの充実

〔現状と課題〕

メタボリック症候群の予防、改善等生活習慣病予防対策として、特定健診、がん検診、特定保健指導等への取り組みを進めています。健（検）診受診については休日健診等受診方法の工夫等を行うことにより、受診率が増加傾向で推移しているものの、目標に達していない状況です。今後とも、受診方法の工夫等を進めていく必要があります。特定保健指導については指導率が目標に達していないことから、効果的効率的な指導方法の確立が必要となっています。

また、生きがいの充実については、市立公民館での生涯学習活動、老人クラブでの趣味活動、公民館ミニデイ等地域でのボランティア活動、シルバー人材センターを通じての生きがい就労等、様々な活動が展開されています。「生きがい」は人によって異なることから、様々な地域資源の活用を図っていくことが必要です。高齢者の約8割は元気な高齢者であり、これらの活動が自主的主体的に行われるよう、その支援を強化していく必要があります。また、介護予防の観点からもこれらの取り組みは重要であり、充実を図っていく必要があります。

『基本方針 I - 1 健康づくり・生きがいの充実』を実現するため、次の個別施策に取り組みます。

- (1) 健康づくりに関する普及・啓発の推進
- (2) 生活習慣病予防対策の推進
- (3) 生涯学習・生涯スポーツの推進
- (4) 地域活動の充実
- (5) 就労支援の充実

【個別施策(1) 健康づくりに関する普及・啓発の推進】

高齢者をはじめ、全ての市民の健康づくりへの意識を高め、健康づくりの実践活動に結びつけていくことができるよう、「健康うるま21」の周知や生活習慣病予防週間等を通じて啓発を図っていきます。

施策	内容	担当課
①「健康うるま 21」の普及啓発	・市民の健康づくりの計画書となる「健康うるま21」について、その普及・啓発を図り、市民ぐるみでの健康づくり活動を推進します。	健康支援課
②健康講演会等の参加促進	・高齢者をはじめ、市民の健康づくりへの動機づけになるよう、市の広報紙等を通じて健康に関する意識啓発を行うとともに、講演会等について、より市民が参加しやすい開催方法・内容等の検討を行い、参加促進を図ります。	

【個別施策(2) 生活習慣病予防対策の推進】

生活習慣病を原因とする寝たきり、要介護状態への移行を防止するために、健診受診率の向上、特定保健指導の充実等を図ります。

施策	内容	担当課
①特定健診・各種がん検診の受診勧奨	<ul style="list-style-type: none"> ・健康づくり支援を進めていく上で、重要な事業となる各種健診について、多くの市民の受診を促進するために広報、啓発活動を推進します。 ・特定健診・各種がん検診の受診率向上のため、休日健診を継続するとともに、市民が利用しやすい実施方法の導入を図ります。 	健康支援課 国民健康保険課
②保健指導の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・健診結果を踏まえ、メタボリック症候群該当者及び予備群に対し、特定保健指導の推進を図ります。 ・生活習慣病の要治療者に対しては、医療機関との連携により重症化予防に努めます。 ・関係機関連携のもとで、上記以外の要指導者に対する保健指導の充実強化に努めます。 ・「エコボディカード」の活用による自己管理の継続、運動の習慣化を図ります。 	

【個別施策(3) 生涯学習・生涯スポーツの推進】

高齢者が生涯学習や生涯スポーツ活動への参加をとおり、生きがいのある生活が送れるよう、生涯学習等の活動機会の充実を図るとともに、高齢者が主体的に活動に取り組めるよう、指導者の確保など支援を進めます。また、高齢者の長年の経験等を活かせるよう、生涯学習データベースへの登録を促進します。

施策	内容	担当課
<p>①生涯学習機会の充実</p>	<p>ア. 公民館講座の開催と利用促進 中央公民館及び各地区公民館において、高齢者等関係者の意向を踏まえつつ、様々な生涯学習講座を開催するとともに講座修了後、自主活動につなげられるよう支援します。</p> <p>イ. 自主サークルの活動支援 各サークルが利用しやすい施設とするための仕組みづくりを図るとともに、公民館使用料の免除や講師依頼の費用助成等の支援を行います。</p> <p>ウ. 生涯学習データベースの有効活用 生涯学習データベースへの登録促進及び市民への情報提供を充実します。</p>	<p>生涯学習振興課</p>
<p>②生涯スポーツ・レクリエーションの充実</p>	<p>ア. 生涯スポーツ講座の充実 各種社会体育事業を開催し、老人クラブ等関係機関との連携を図りながら、主体的な健康づくりを支援します。</p> <p>イ. 指導者等の人材の確保 社会体育指導員をはじめ、生涯スポーツ指導者確保に取り組めます。</p> <p>ウ. 社会体育施設の利用促進 スポーツ、レクリエーションを通じて、健康、生きがいづくりが行えるよう、社会体育施設の利用を促進します。</p>	<p>生涯スポーツ課</p>

<p>③健康福祉センター うるみんの活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・うるま市健康福祉センターうるみんを高齢者の健康増進・生きがい活動の拠点として、効率的な施設利用の仕組みづくりを図りつつ、施設利用を促進します。 ・高齢者の利用支援の一環として、高齢者のプール及び運動指導室の低額利用料金を維持します。 	<p>生活福祉課</p>
------------------------------	--	--------------

【個別施策(4) 地域活動の充実】

高齢者の地域活動の受け皿となる老人クラブについては、活動の充実及び会員の拡大に向け、活動内容やリーダー確保の支援を図ります。また最近では様々な地域活動団体が結成され地域における主体的な活動が行われていることから、その活動支援についても取り組んでいきます。さらには高齢者が地域でボランティア活動に関われるよう、社会福祉協議会等との連携を進めます。

施策	内容	担当課
<p>①老人クラブ活動の支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市老人クラブ連合会及び各自治会の単位老人クラブへの活動助成を行います。 ・老人クラブ活動の活性化に向け、若い世代の会員加入の促進や若いリーダーのもとでの自主活動の推進等の支援を進めます。 	<p>介護長寿課</p>
<p>②地域活動への参加促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域でのボランティア活動への参加促進を通じて、高齢者の生きがいづくりを確保することができるよう、地域の自治会、社会福祉協議会等との連携により、生きがい活動支援通所事業・地域型（公民館ミニデイ）、見守り活動等の担い手として参加を促進します。 	
<p>③地域活動団体の活動促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の介護予防や生きがいづくり、支え合う地域づくりに取り組む地域団体等に対して、各種補助制度の周知を進め、各種補助制度を活用した団体の活動促進・支援に取り組みます。 	

【個別施策(5) 就労支援の充実】

高齢者がこれまで培ってきた能力を活かすことができるよう、また、就労を通しての生きがいの確保や社会参加を果たすことができるよう、就労相談や情報発信、就労機会の確保等の就労支援を進めます。

施策	内容	担当課
①高齢者の就労支援の推進	<ul style="list-style-type: none">・生きがい就労の支援を行うため、うるま市シルバー人材センターへの支援を通じた高齢者の就労機会の充実を図ります。・雇用・就労に関する情報発信源としての役割をもつ「うるま市地域職業相談室」における相談、情報提供を図ります。	商工観光課



基本方針 I - 2 介護予防・介護保険サービス等の充実

〔現状と課題〕

介護予防対策については、介護予防事業の対象者となる二次予防事業対象者（要支援及び要介護状態になる恐れがあると認定された者）を把握するために、基本チェックリスト（日常生活動作等の点検調査）を実施してきました。しかし、対象者の把握は十分とは言えず、また、筋力トレーニング教室等介護予防事業になかなか結びついていません。介護予防に関する高齢者の認識を高めてもらい、教室等への参加を促進する必要があります。介護予防教室参加者については、教室参加により健康の維持・増進につながっています。しかし、教室修了後の継続的・自主的な取り組みに対する支援が課題となっており、この間養成した介護予防活動支援ボランティアを活用し、自主的な介護予防活動を促進していく必要があります。

一般高齢者を対象とした介護予防事業については、うるみんや島しょ地域で各種介護予防教室を開催してきました。しかし、利用者が具志川地区に偏ったり、島しょ地域では利用者が少ないなどとなっており、日常生活圏域を目安に各地区（石川、与那城、勝連）での実施を検討していく必要があります。また、一部の教室（貯筋クラブ）では利用者も多く、利用ニーズも高いため定員が限られ利用できない状況もみられます。より多くの高齢者の利用に資するよう、利用者による自主サークルの設置に向け、その支援を図っていく必要があります。

介護保険サービスについては、この間離島地域で通所介護等居宅サービスの提供がなされる状況となり、その部分で提供体制が大幅に改善しています。地域密着型サービスはニーズが当初予想したよりも伸びず、整備数は計画を下回っています。同サービスは、認知症者を身近な地域で支援していくという目的がありますが、ニーズはあるものの利用に結びつかない状況も散見されます。サービス活用に向け、利用促進を図っていく必要があります。施設サービスの施設増はありませんが、現在はこれに代替するものとして、住宅型有料老人ホームやサービス付高齢者向け住宅の整備の動きが市内各地で見られます。施設サービスの代替施設として期待されるものですが、居宅サービスを併設しているため介護保険の給付費増も懸念されることから、整備の動向に留意していく必要があります。

福祉サービスについては、島しょ地域の軽度生活援助事業等の実施により在宅サービスの充実が図られていますが、一部の利用者（家族を含む）でサービスへの依存が強くなる傾向もあり、自立に向けた支援が必要となっています。

〔現状と課題（続き）〕

地域包括ケアの構築に向け、在宅医療との連携が求められています。中部地区医師会等との連携により、訪問診療等に対応する診療所やその支援病院の確保を図っていく必要があります。

『基本方針Ⅰ－２ 介護予防・介護保険サービス等の充実』を実現するため、次の個別施策に取り組みます。

- (1) 介護予防の推進
- (2) 介護保険サービスの充実
- (3) 福祉・医療サービスの充実

【個別施策(1) 介護予防の推進】

高齢者が介護を必要とする状況にならないよう、介護予防に関する知識の普及、啓発を進めるとともに、介護予防事業の対象となる高齢者の把握を進め、介護予防事業への参加を促進します。また、より多くの高齢者が介護予防活動に参加するよう、自治会等地域活動組織との連携を図ります。

施策	内容	担当課
①二次予防事業対象者把握の充実	・介護予防の意義や基本チェックリストの必要性に関する広報啓発ならびに基本チェックリスト未回収者への訪問活動等を進め、二次予防事業対象者の把握に取り組みます。	地域包括支援センター
②二次予防事業の充実	・より多くの二次予防事業対象者が介護予防に取り組めるよう、利用促進に向けた広報啓発等を進めるとともに二次予防事業の充実を図ります。 ・二次予防事業修了者が住み慣れた地域で継続的に介護予防活動に取り組めるよう、自治会等と連携しボランティアを活用した活動の場を確保します。	

<p>③一次予防事業の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防の普及啓発を図るため、対象者のニーズにあった教室づくりや周知方法の工夫に取り組みます。 ・市全体の高齢者の介護予防活動の充実を図るため、自治会、コミュニティソーシャルワーカー、地域包括支援センター等との連携のもと、地域での介護予防教室の開催や地域資源の活用に取り組みます。 ・介護予防活動の自主サークル化に向け、実施場所の確保等の支援を進めます。 ・島しょ地域では、巡回バス（公民館間）の利用により、継続した出前教室が行えるよう支援し、また、自主活動に向けて支援を行います。 ・公民館で実施している生きがい活動支援通所事業・地域型（公民館ミニデイ）について、介護予防の視点で事業内容の充実を図るとともに、自治会等を通じて参加者の拡充を進めます。 ・同事業を通じて、ボランティアの確保及び育成等を図り、地域における支え合い活動の拡充を促進します。 	
<p>④介護予防支援の充実（介護予防ケアマネジメント）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・プランナーの確保等対応体制の充実を図ることで、要支援者及び二次予防事業対象者に対し、ケアプランを作成し、自立に向けた支援を行います。 	

◆実施計画

地域支援事業（介護予防事業）

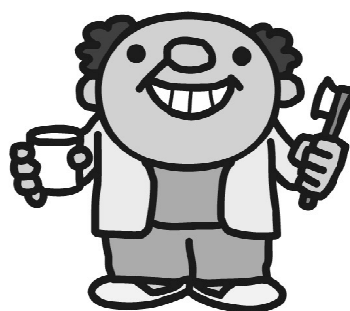
施策			計画			
			平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
二次予防事業	二次予防事業対象者把握事業	基本 チェックリスト	実施者数	8,400 人	9,800 人	11,700 人
		二次予防事業対象者数		2,210 人	2,580 人	3,080 人
	筋力向上トレーニング教室 (どろーがっさん教室)	回数	144 回	192 回	240 回	
		参加者数(延)	2,160 人	2,800 人	3,600 人	
	栄養改善・口腔機能向上 教室 (歯がんじゅう教室)	回数	33 回	33 回	33 回	
		参加者数(延)	396 人	396 人	396 人	
一次予防事業	介護予防健康教室 (はつらつ教室)	回数	63 回	63 回	63 回	
		参加者数(延)	1,575 人	1,701 人	1,827 人	
	総合介護予防教室 (転ばぬ先の知恵教室)	回数	30 回	30 回	30 回	
		参加者数(延)	750 人	750 人	750 人	
	認知症予防教室	回数	10 回	10 回	10 回	
		参加者数(延)	120 人	120 人	120 人	
	施設活用型予防啓発事業 (貯筋クラブ)	回数	338 回	338 回	338 回	
		参加者数(延)	7,485 人	7,485 人	7,485 人	
	食生活改善事業 (ちゃーがんじゅう教室)	回数	※前回計画まで位置づけていた「食生活改善事業」については、平成 24 年度より「総合介護予防教室」の中で実施することから、個別の目標指標からは削除しています。			
		参加者数(延)				
介護予防出前教室 (どろーがっさん広場)	回数	96 回	96 回	96 回		
	参加者数(延)	1,920 人	1,920 人	1,920 人		

介護予防に資するその他の事業

施策			計画		
			平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
生きがい 活動支援 通所事業	地域型 (公民館ミニデイ)	回数	828 回	828 回	828 回
		参加者数(延)	16,560 人	18,216 人	19,872 人
	中央型	回数	192 回	192 回	192 回
		参加者数(延)	56 人	56 人	56 人

地域支援事業 (包括的支援事業)

施策			計画		
			平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
介護予防 ケアマネジメント	介護予防プラン作成 (対象：特定高齢者)	件数	45 件	60 件	75 件
	介護予防プラン作成 (対象：要支援1・2)	件数	8,781 件	9,057 件	9,393 件



【個別施策(2) 介護保険サービスの充実】

介護保険サービスの確保及び質の向上に向けた取り組みを進めるとともに、高齢者の身近な地域でのサービス提供を図るために、地域密着型サービスの整備を推進します。また、新たな施設利用ニーズに対応していくため、居住系サービスの整備を促進します。

施策	内容	担当課
①介護予防・居宅介護サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・要支援者及び要介護者のため、島しょ地域での居宅サービスの確保に取り組みます。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入所者生活介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、住宅改修、居宅介護支援、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護</p> </div> <p>※介護予防サービスについても同様なサービスがあります。</p>	介護長寿課
②地域密着型サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型サービスの利用を促進するために、介護支援専門員等との連携を図りながら、広報啓発を進めます。 ・各日常生活圏域でサービス提供体制を整えるために、各種交付金、補助金を活用して、適切な整備がなされるよう、その支援に努めます。 ・津堅地区では、住み慣れた地域で生活の継続ができるよう、小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護（グループホーム）のサービスを推進します。 	

<p>③施設・居住系サービスの充実及び整備促進</p>	<p>ア. 施設サービスの確保 在宅での生活が困難な要介護者に対する施設サービスの確保に努めます。 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） 介護老人保健施設（老人保健施設） 介護療養型医療施設</p> <p>イ. 居住系サービスの整備促進 施設サービス利用のニーズに対応できるよう、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)や特定施設における入居者生活介護の整備を促進します。</p>	
<p>④低所得者に対する負担軽減</p>	<p>住民税非課税世帯等の低所得者に対して、次の負担軽減を行います。申請漏れ等がないよう、利用に向け周知を図ります。</p> <p>ア. 高額介護サービス費 利用者の負担段階ごとの上限額を超えた場合には、超過額の保険給付を行います。</p> <p>イ. 特定入所者介護サービス費 介護保険施設等における食費・居住費を軽減します。</p> <p>ウ. 利用者負担軽減制度 低所得者で特に生計が困難な方に対し、社会福祉法人等のサービス利用者の負担を軽減します。</p> <p>エ. 高額医療・高額介護合算制度 医療保険及び介護保険の自己負担の合計額が限度額を超えた場合、負担を軽減します。</p> <p>オ. 保険料の負担軽減 特別な事情により保険料納付が困難と認められる場合、介護保険法に基づく減免と市条例に基づく減免を実施し、負担を軽減します。</p>	<p>介護長寿課</p>

<p>⑤介護支援専門員との連携及び包括的継続的支援の推進</p>	<p>ア. 介護支援専門員の質向上 介護支援専門員の支援については、適宜情報提供及び研修会等の開催を行うとともに、地域包括支援センターの主任介護支援専門員を中心に処遇困難ケースへの対応支援を行います。</p> <p>イ. 医療機関・団体等との連携構築 包括的・継続的支援の推進のため、医療機関、その他関係機関との情報交換の場を確保するなど、連携及び協働体制を構築していきます。</p>	<p>地域包括支援センター</p>
<p>⑥介護保険サービスの質の確保と向上</p>	<p>介護保険サービスの質の確保と向上及び介護保険事業が適切に運営されるよう、保険者として次の内容に取り組みます。</p> <p>ア. 介護給付適正化の実施 ケアプランの点検、住宅改修等の点検、医療情報との突合・縦覧点検等の実施により給付適正化に取り組みます。より適切な対応が行えるよう、有資格者の確保に努めます。</p> <p>イ. 地域包括支援センター等運営協議会の開催 地域包括支援センター及び地域密着型サービスの運営協議会での事業点検等を進めます。</p> <p>ウ. 第三者評価事業の導入促進 介護保険サービスがより適切に提供されるよう、各事業所に対し第三者評価事業の導入を働きかけます。</p> <p>エ. 介護保険制度の周知・情報提供の充実 ・市の窓口、ホームページ等を通じて、介護保険サービスの情報提供に取り組みます。 ・民生委員、訪問系事業者、介護支援専門員などの地域ケア関係者に対し、適切な情報提供に取り組みます。</p> <p>オ. 指導・監督の実施 介護保険事業者による適切なサービス提供等を実施してもらうよう必要に応じ、指導・監督を行います。</p> <p>カ. 介護サービス事業所間の連絡会の立ち上げ 介護サービス事業所同士が連携し、サービスの質の向上に取り組めるよう既存連絡会の支援を行うとともに、新たな連絡会の立ち上げ支援に取り組みます。</p>	<p>介護長寿課</p>

◆実施計画

施策		計画		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
地域密着型サービスの事業所指定 (※新規指定数)	小規模多機能型居宅介護	1 事業所	0 事業所	0 事業所
	認知症対応型通所介護	1 事業所	0 事業所	0 事業所
	認知症対応型共同生活介護	0 事業所	0 事業所	1 事業所
介護支援専門員の支援と連携	ケアマネ連絡協議会との連絡会開催	12 回	12 回	12 回
	研修会の開催	2 回	2 回	2 回
地域包括支援センター等運営協議会の開催		2 回	2 回	2 回

※平成 24 年度の認知症対応型通所介護は、津堅地区でのサービス提供を想定。

なお、介護保険サービスに係る事業量及び給付費の見込み等については、第 3 章で取扱います。

【個別施策(3) 福祉・医療サービスの充実】

一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等が、在宅で安心して暮らし続けていけるように、生活支援サービスや安否確認サービス等の利用の促進を図るとともに、在宅医療等に充実に努めます。また、家族介護者の介護負担の軽減を図るため家族介護者支援事業を実施します。

(3) - 1 在宅福祉サービスの実施

施策	内容	担当課
①軽度生活援助事業の実施	・介護保険非該当の高齢者が自立した生活を維持できるよう、ヘルパー派遣による軽度な家事援助等の支援を実施します。さらに、地域資源を活用し自立を促進します。	介護長寿課
②食の自立支援事業	・食事の用意が困難な要援護高齢者に対し配食サービスを提供することによって、食生活の改善と健康の保持を図るとともに、自立した生活の維持と安否等の確認を行います。他事業の活用も併用し自立を促進します。	
③老人福祉電話貸与の実施	・電話のない一人暮らし高齢者が電話を通じて孤独感の解消等が図れるよう、福祉電話の貸与・設置を実施するとともに、継続利用への支援（口座引き落とし等の勧奨）を行います。	

④緊急通報システム貸与の実施	・慢性疾患があるかもしくはは日常生活上注意が必要な一人暮らし高齢者等の世帯に対し、安否確認や緊急時の支援等に対応できるよう、機器の貸与・設置を実施します。
⑤ふれあいコール事業の実施	・一人暮らし高齢者の安否確認や孤独感の解消等が図れるよう、電話コールのサービスを実施します。高齢者相談センター等との連携を図りながら、ニーズの掘り起こしを進めます。
⑥在宅老人日常生活用具給付事業の実施	・高齢者が安全な生活を送ることができるよう、電磁調理器や火災警報器等の日常生活用具を給付します。
⑦外出支援サービスの実施	・一般の交通機関での移動が困難な在宅高齢者に対し、福祉車両による外出支援サービスを実施します。
⑧高齢者紙おむつ支給事業の実施	・要介護4・5の認定を受け、紙おむつ等を使用する要援護高齢者に紙おむつの支給を行い、経済的・精神的負担の軽減を図ります。より適切な利用に向け、支給条件の見直しを行います。
⑨在宅介護者手当の支給	・要介護3～5の認定を受けた高齢者を在宅で同居しながら介護している介護者に対し、手当を支給し経済的・精神的負担の軽減を図ります。より適切な利用に向け、支給条件の見直しを行います。

※各サービスを利用するには対象者の要件を満たす必要があります。

◆実施計画

施策		計画		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度
①軽度生活援助事業	利用者数(延)	215人	220人	225人
②食の自立支援事業	利用者数(延)	167人	172人	177人
	配食数(延)	2,338食	2,408食	2,478食
③老人福祉電話貸与	利用者数(実)	65人	70人	75人
④緊急通報システム事業	利用者数(実)	115人	120人	125人
⑤ふれあいコール事業	利用者数(実)	45人	50人	55人
⑥在宅老人日常生活用具給付事業		45人	50人	55人

⑦外出支援サービス	利用者数(実)	35人	40人	45人
⑧高齢者紙おむつ支給事業	利用者数(実)	400人	450人	500人
⑨在宅介護者手当の支給	利用者数(実)	450人	500人	550人

(3) - 2 家族介護者支援の充実

施策	内容	担当課
① 家族介護支援事業の推進	<p>ア. 家族介護教室等の実施 在宅で要介護高齢者を介護している家族に対し、介護技術が習得できるよう教室の開催や心身等の元気回復を支援していきます。また、家族を支える地域支援者への参加促進や広報啓発に努めます。</p> <p>イ. 家族介護慰労金支給事業の実施 要介護4又は5に認定されてから1年間介護保険サービスを利用しなかった家族介護者に対し、在宅生活の継続及び経済的負担軽減等を図るため慰労金を支給します。広報紙等を活用し周知を図るとともに対象者把握に努めます。</p> <p>ウ. 認知症高齢者見守り事業の実施 認知症高齢者を介護する家族の身体的・精神的負担の軽減と認知症高齢者の在宅生活の継続及び生活の質の向上を図るため、見守り等の訪問を行います。</p>	介護長寿課
② 在宅介護者の活動支援	<p>・介護者同士の交流、情報交換の場となる介護者の会に対して、活動が市全体に広がるとともに、その運営が円滑に行われるよう支援を図ります。</p>	

◆実施計画

施策			計画		
			平成24年度	平成25年度	平成26年度
家族介護 支援事業	家族介護者元気回復事業 (リフレッシュ事業)	回数	6回	6回	6回
		参加者数(延)	300人	300人	350人
	家族介護慰労金支給事業			4人	5人

(3)－3 施設サービスの実施

施策	内容	担当課
①養護老人ホームへの入所措置の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上の方で在宅での日常生活を営むのに支障がある方に対し、心身状態や経済状況、生活環境等を総合的に勘案し、施設入所の措置を実施します。 ・入所者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練、その他の援助を行うことを目的としている制度の周知に向けた取り組みを進めます。 	介護長寿課
②高齢者等緊急一時保護事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・災害や虐待等により緊急に保護する必要がある高齢者を施設で身辺保護します。 	

(3)－4 在宅医療等の充実

施策	内容	担当課
①在宅療養支援診療所等の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅での医療サービスの充実を図るため、中部地区医師会や地域医療支援病院等との連携のもと、在宅療養支援診療所や連携病院の確保等を促進します。 	介護長寿課
②看取り体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・看取り体制の充実に向け、医療機関、訪問看護ステーション、介護支援専門員等関係機関の連携を強化します。 	

基本目標II

高齢者が安心して暮らせる支え合いのまち

基本方針Ⅱ－１ 支え合いの仕組みづくり

〔現状と課題〕

支え合いの仕組みづくりのため、うるま市では直営の地域包括支援センターと、日常生活圏域ごとに高齢者相談センターを設置し、相談員の増員等により相談支援体制の充実を図るとともに、関係機関の連携強化等により地域ケアネットワークの充実に取り組んできました。今後、地域（自治会等）との連携充実によりネットワークの強化を図っていく必要があります。

地域における支え合いの体制づくりについては、地域住民による支え合い活動として自治会や民生委員、地域ボランティアの連携による一人暮らし高齢者の訪問活動等が主体的に行われています。また、社会福祉協議会の出前講座を通じて、地域における要支援世帯の見守り等を行う組織（見守り隊等）の結成も進んでおり、今後、全ての地域での組織化を支援し、地域での支え合いの体制づくりを促進していくことが重要です。今後増加していく一人暮らし高齢者等の支援として、緊急時の対応や孤独死[※]の防止などの見守りや支え合い活動がますます求められてくることから、住民が主体的に関わっていく支え合いのネットワークの充実が課題となります。

権利擁護の推進では、成年後見制度や日常生活自立支援事業による支援が必要な高齢者が増えています。しかし、それに対応するための組織や人材の面で不足があるなど、難しい状況となっており、支援体制の充実が求められています。

認知症対策については、講演会等を通じて市民の認知症高齢者への理解を図るとともに、介護予防教室を通じて認知症予防に取り組んできました。また、要介護者対策として、関係機関との連携による個別支援や認知症対応型の地域密着型サービスの充実等を図ってきました。今後とも、認知症への理解、認知症予防対策の充実、地域との連携を含めたサポート体制の充実等を図っていく必要があります。

※「孤独死」とは、近親者や地域の人をはじめ誰も付き合いがなく、一人寂しく亡くなり、その後長期間発見されない状態を指します。

『基本方針Ⅱ－1 支え合いの仕組みづくり』を実現するため、次の個別施策に取り組みます。

- (1) 地域における支え合いの体制づくり
- (2) 総合相談支援の充実
- (3) 認知症高齢者への支援対策の強化

【個別施策(1) 地域における支え合いの体制づくり】

高齢者の生活を取り巻く様々な問題を解決するためには、本人自身や家族だけの取り組みだけではなく、地域による支援や地域包括支援センターを中心とする保健・医療・福祉の関係機関・団体の地域ケアネットワーク及び支援が必要です。

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう地域包括ケアシステムの充実に努めます。

施策	内容	担当課
①地域包括支援センター及び高齢者相談センターの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターと各生活圏域に設置した高齢者相談センターの体制を今後も維持しつつ、相談員の増員等充実強化に努めます。 ・地域包括支援センター及び高齢者相談センター等の周知を図るため、高齢者支援サービスも含めた総合案内パンフレットを作成します。 	地域包括支援センター
②地域ケアネットワークの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が安心して生活が送れるよう、生活を取り巻く様々な問題解決の支援に取り組むと同時に、その支援に関わる保健・医療・福祉の関係機関・団体と、自治会等地域団体との連携を強化します。そのために、地域ケア関係機関連絡会を開催します。 	介護長寿課 地域包括支援センター
③住民主体の支え合い活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・一人暮らし高齢者等に対する地域の見守り活動等を推進するため、社会福祉協議会との連携により地域見守り隊の育成支援を進め、その活用を図るとともに、公民館ミニデイや老人クラブ活動などの既存事業を活用し、地域づくりに取り組みます。 ・住民同士のコミュニケーションを深め、無理 	

	なく相互に見守り等が行えるよう、地域での相互の声かけを勧めます。	
--	----------------------------------	--

◆実施計画

施策		計画		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
ちばらな応援隊養成事業	回数	10回	10回	10回
	参加者数(実)	12人	12人	12人
	参加者数(延)	120人	120人	120人

【個別施策(2) 総合相談支援の充実】

高齢者に関するあらゆる相談と、より適切な支援が行えるよう、相談体制の充実を図るとともに、各種の支援体制の充実に努めます。また、高齢者が認知症などによる判断能力の低下によって、生活において不利益が生じないよう、権利擁護等の制度が円滑に利用できるよう、その仕組みの充実を図ります。

施策	内容	担当課
①総合相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センター並びに各地区の高齢者相談センターにおいて、高齢者の生活相談等により適切に対応できるよう相談員の質向上や有資格者の確保等に努めます。 	地域包括支援センター
②権利擁護・成年後見制度の活用	<ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度が円滑に利用できるよう、周知や相談支援等を行い、関係機関との連携のもと、成年後見制度利用支援事業の実施や第三者後見人の確保に努めます。 日常生活自立支援事業については、市民の利用ニーズに対応できるよう相談支援体制を充実させ、地域福祉権利擁護センター設置を目指します。 	
③高齢者虐待への対応	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関、地域との連携を行い、高齢者虐待への迅速かつ適切な個別支援及び虐待防止体制づくりとして高齢者虐待防止ネットワーク会議を適宜開催していくとともに、同会議等を通じて高齢者虐待防止マニュアルを 	

	配布し、有効に活用していきます。 ・ 広報紙等を活用し、高齢者虐待防止の意識啓発に取り組みます。	
--	---	--

【個別施策(3) 認知症高齢者への支援対策の強化】

高齢者等が認知症になっても地域で安心して暮らし続けていくことができるよう、認知症に関する啓発、地域での見守り体制づくり、地域ケア関係者や関係機関・団体とのスムーズな支援連携を図ります。

施策	内容	担当課
① 認知症に関する普及啓発事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> 地域において、認知症に関する知識の普及・啓発を図るため、各種団体や自治会等を対象に認知症サポーター養成講座の開催を支援します。また、講演会や広報紙等を活用した啓発に取り組みます。 	地域包括支援センター
② 認知症ケアサポート体制づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> 認知症サポーターや小地域ネットワーク活動等との連携による地域での見守り体制づくりを進めるとともに、地域ケア関係者や関係機関・団体とのスムーズな支援連携に取り組みます。 	

◆実施計画

施策		計画		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
認知症予防教室	回数	10回	10回	10回
	参加者数(延)	120人	120人	120人

基本方針Ⅱ－２ 安心・安全なまちづくり

〔現状と課題〕

災害時の支援体制の構築について、うるま市では平成 23 年度に市全体の防災システムを構築し、24 年度以降要援護高齢者等一人で避難できない人の選定、その支援体制の構築を行う予定です。今後、体制構築に向け、高齢者をはじめ市民への周知と、市民の理解、協力を図っていく必要があります。

そうした中で、高齢者の避難等のサポートには自主防災組織の役割が大きいとされていますが、本市における自主防災組織は一部の自治会を除いて組織化が進んでいません。組織化に向け、自治会等との連携を図っていく必要があります。

また、近年、高齢者を狙った悪質商法や振り込め詐欺などが増えています。このような犯罪から高齢者を守るためには、高齢者本人のみならず地域全体での防犯意識の向上とその取り組みが重要です。

生活の基盤となる住まいについては、未届けの有料老人ホームが市内に点在しており、県と連携を図りながら届け出の促進、居住環境の改善促進等に取り組んでいく必要があります。また、市内で一定の居住水準を有するサービス付高齢者向け住宅の整備の動きもあることから、良質な高齢者住宅の確保に向け、整備を促進していく必要があります。なお、同住宅については、本市の介護給付費の増加を抑制するために、住所地特例施設としての適用を関係機関に要請していく必要もあります。

『基本方針Ⅱ－２ 安心・安全なまちづくり』を実現するため、次の個別施策に取り組みます。

- (1) 防災・防犯対策の充実
- (2) 住宅・住環境の充実

【個別施策(1) 防災・防犯対策の充実】

災害時における要援護者に対する支援について、自治会や民生委員との連携のもと取り組むとともに、うるま市防災本部を中心とした全庁的な体制で取り組みます。また防犯対策についても、自治会や民生委員、うるま警察署、石川警察署等の関係機関・団体と連携を図り、高齢者が安心して暮らせる地域づくりに取り組みます。

施策	内容	担当課
①災害時要援護者支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 「災害時における広報及び災害時要援護者支援マニュアル」に基づき、自治会単位で要援護者の支援体制の整備促進を図ります。 支援体制の整備に向け、市民や高齢者等への周知を図るとともに、自治会等との連携のもと、支援者の確保に努めます。 	総務課 介護長寿課
②自主防災組織の組織化促進	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者が暮らす身近な地域での防災体制を充実させるため、自治会との連携により自主防災組織の設置を支援します。 	総務課
③高齢者等緊急一時保護事業の実施（※再掲）	<ul style="list-style-type: none"> 災害や虐待等により緊急に保護する必要がある高齢者を施設で身辺保護します。 	介護長寿課
④消費者保護対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> 悪質な訪問販売、振り込め詐欺等から高齢者を守るために、広報紙、自治会、民生委員、高齢者相談センター等を通じて啓発を図ります。 悪質な訪問販売等に適切に対応できるよう、うるま市役所本庁舎での消費者相談等の利用を促進します。 	市民生活課

◆実施計画

施策	計画		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
①災害時要援護者支援体制の充実	要介護者に関する対象者リストの作成	自治会や民生委員、希望者による支援者リストの作成	対象者、支援者リストの充実
②自主防災組織の組織化促進	実施	実施	実施

【個別施策(2) 住宅・住環境の充実】

高齢者にとって住みやすい住宅、住環境の確保に向け、行政内はさることながら、民間事業者や関連団体等との連携のもとに、高齢者向け住宅の確保、有料老人ホームの質向上への支援、公共空間のバリアフリー化の推進等を進めます。

施策	内容	担当課
①高齢者向け住宅の整備促進	・より望ましい高齢者向け住宅を確保するために、サービス付高齢者向け住宅等の整備を促進します。なお、これらの施設に関しては、住所地特例施設としての適用拡大に向け、県等への要請を行います。	介護長寿課
②有料老人ホームの届け出促進	・より望ましい居住環境を確保するために、未届け有料老人ホームについて、県との連携により届け出等の促進を図ります。	介護長寿課
③有料老人ホーム事業所連絡会（仮称）の設置支援	・有料老人ホームの質向上に向け、事業所間の情報交換、事例検討等が行えるよう、有料老人ホーム事業所連絡会の設置を支援します。	介護長寿課
④高齢者が利用しやすい住宅の普及促進	・沖縄県建築士会うるま支部等との連携による高齢者が利用しやすい住宅の普及啓発を促進します。	建築指導課 介護長寿課
⑤高齢者が利用しやすい公共空間の整備	・道路、公園、公共施設等の公共空間において、段差解消、手すりの設置等高齢者が利用しやすい環境整備を推進します。	土木課 都市計画課 建築工事課

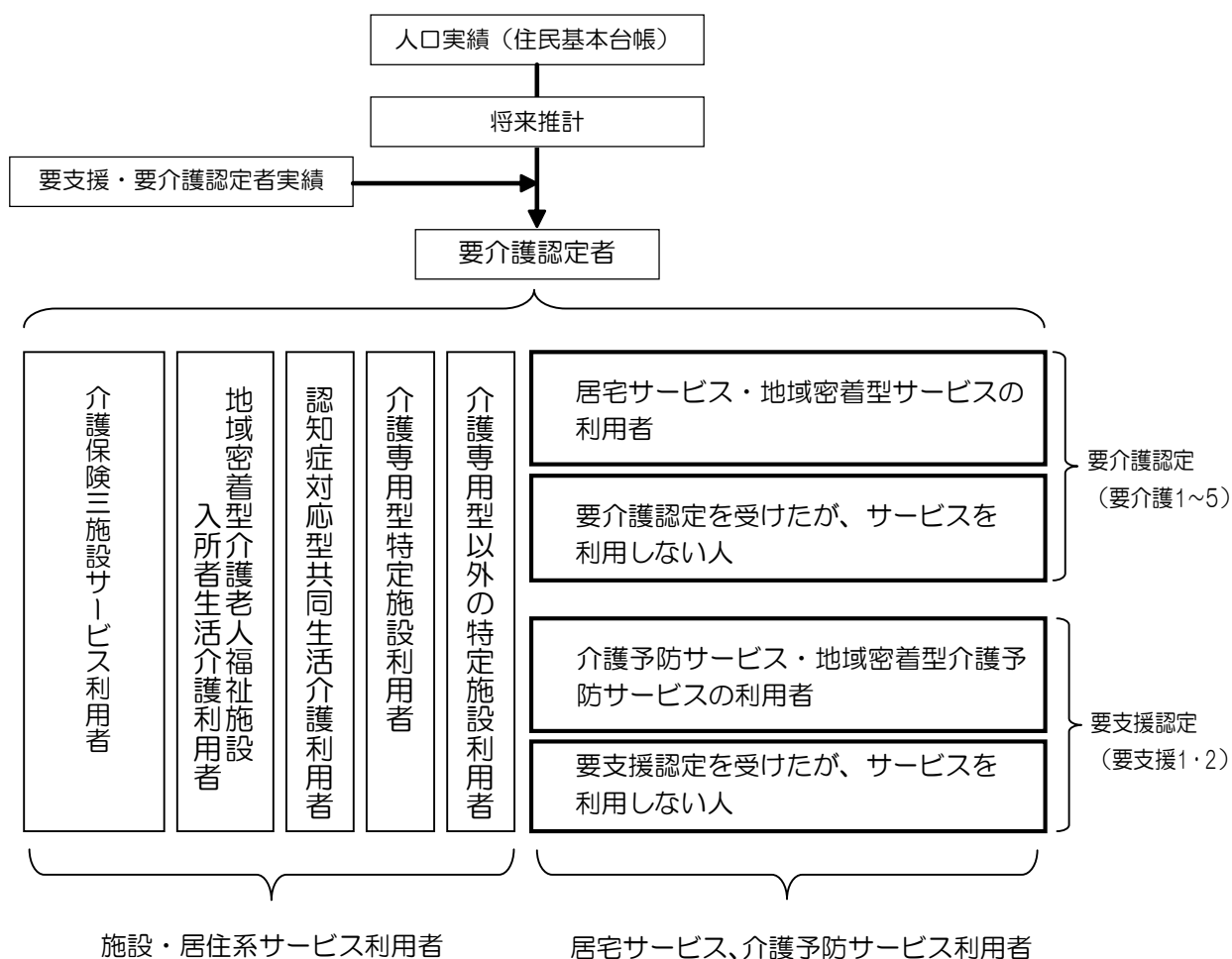
第3章 計画期間中における介護サービス量等の見込み

本章では、第5期（平成24年度～26年度）における介護サービス量等の見込み及び介護保険料について説明します。

1. 介護給付等サービス利用者のイメージ

介護給付及び予防給付の対象サービスの利用者は、概ね次のとおりとなり、「施設・居住系サービス利用者」、「居宅サービス・地域密着型サービス利用者」、「介護予防サービス・地域密着型介護予防サービス利用者」に分けられます。また、これ以外に「要介護もしくは要支援認定を受けたが、サービスを利用しない人」がいることになります。

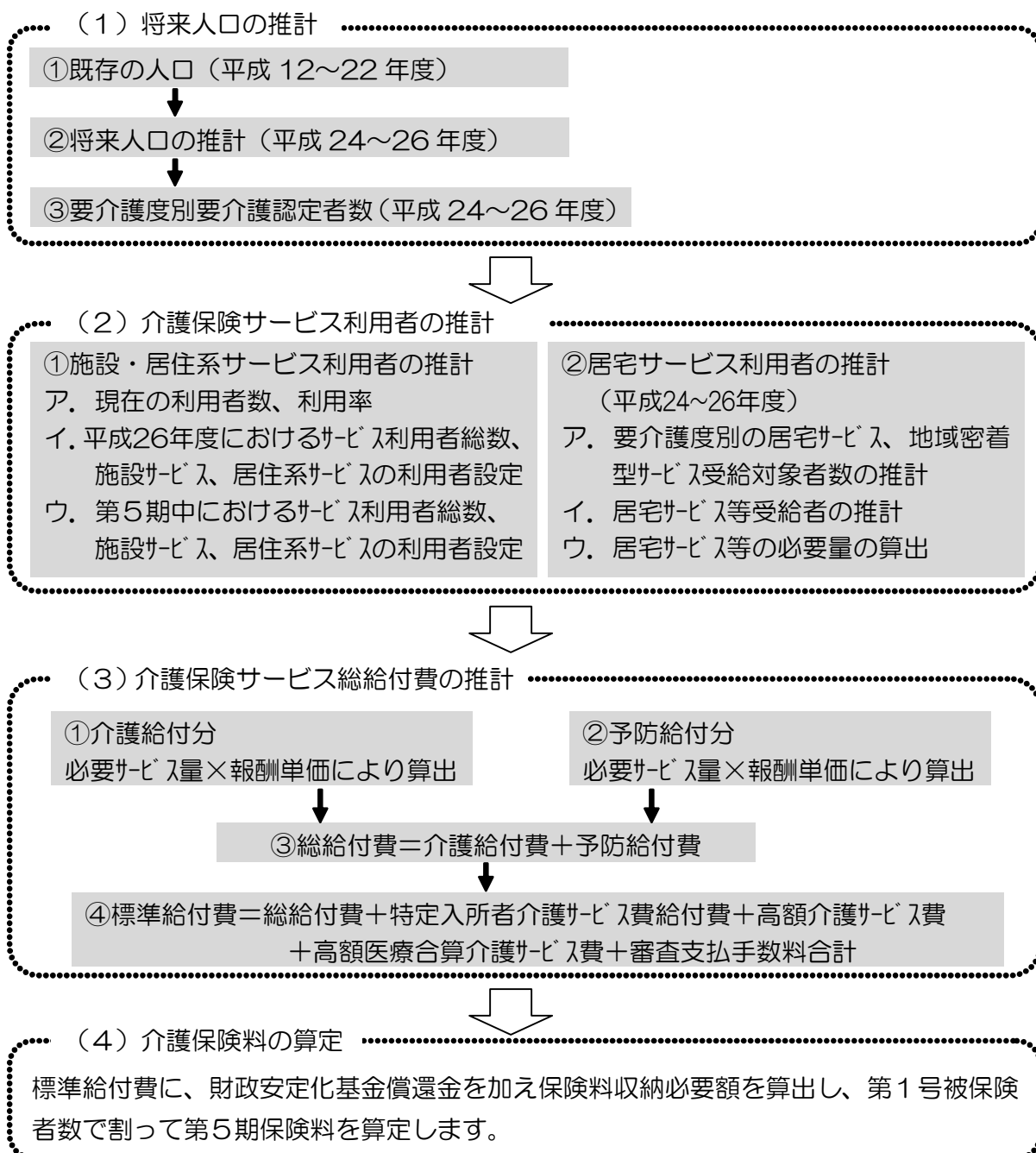
□介護給付等対象サービス利用者のイメージ



2. 介護保険料算定のながれ

高齢者人口及び要介護認定者数の推計から、介護保険サービス利用者数を推計し、その数に利用回数や介護報酬単価を乗じて総給付費を出します。その総給付費に高額介護サービス費等給付額、特定入所者介護サービス費等給付額、算定対象審査支払手数料を加え標準給付見込額を算定します。

第1号被保険者の保険料は、保険料率（基準額×所得段階別の割合）により算定します。



3. 介護サービス量等の見込みと介護保険料の算定

(1) 被保険者と要介護者数

① 被保険者数

過去10ヵ年（平成12年度～22年度）の住民基本台帳を基に行った人口推計によると被保険者数は徐々に増加しており、平成26年度におけるうるま市の総人口120,520人に対する被保険者数は62,125人（第1号：22,278人、第2号：39,847人）となる見込みです。

◆被保険者見込数

単位：人

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
総人口	119,122	119,892	120,279	120,520
被保険者数 (総人口に占める割合)	59,314 (49.8%)	60,440 (50.4%)	61,270 (50.9%)	62,125 (51.5%)
第1号被保険者：65歳以上 (被保険者数に占める割合)	20,145 (34.0%)	21,044 (34.8%)	21,808 (35.6%)	22,278 (35.9%)
第2号被保険者：40-64歳 (被保険者数に占める割合)	39,169 (66.0%)	39,396 (65.2%)	39,462 (64.4%)	39,847 (64.1%)

②要支援・要介護認定者数

第1号被保険者の要介護認定率は横ばいで推移し、平成26年度には18.6%となる見込みです。平成26年度での要支援・要介護認定者数は第1号・2号被保険者合わせて4,295人（総人口比3.6%）となり、被保険者数の増加に伴い要介護認定者数も増加する見込みです。

◆第1号被保険者の要支援・要介護認定者の見込数

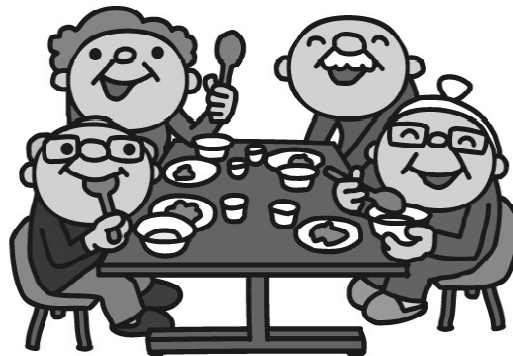
単位：人

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第1号被保険者認定者数 (総人口に占める割合)	3,774 (3.2%)	3,968 (3.3%)	4,086 (3.4%)	4,141 (3.4%)
要支援1	282	296	305	310
要支援2	544	572	589	597
要介護1	601	632	651	660
要介護2	642	675	695	704
要介護3	604	635	654	663
要介護4	640	673	693	702
要介護5	461	485	499	505
要介護認定者率	18.73%	18.86%	18.74%	18.59%

◆第2号被保険者の要支援・要介護認定者の見込数

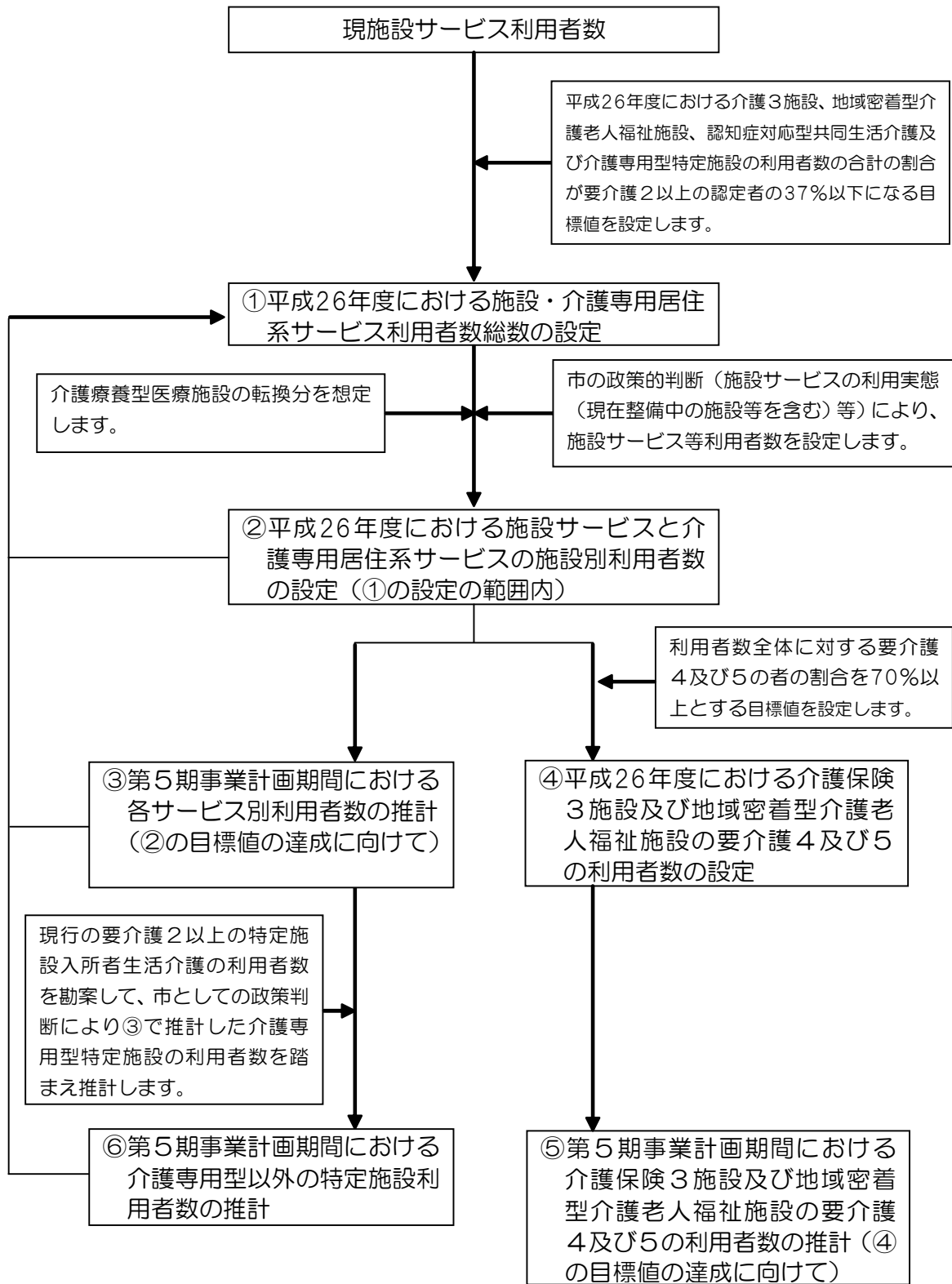
単位：人

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第2号被保険者認定者数 (総人口に占める割合)	151 (0.13%)	151 (0.13%)	151 (0.13%)	153 (0.13%)
要支援1	11	11	11	11
要支援2	25	25	25	25
要介護1	20	20	20	20
要介護2	28	28	28	29
要介護3	29	29	29	30
要介護4	20	20	20	20
要介護5	18	18	18	18
要介護認定者率	0.39%	0.38%	0.38%	0.38%



(2) 施設・居住系サービス利用

①施設・居住系サービス利用者数推計の手順



②施設・居住系サービスの整備

施設等利用者数の推計を行う上で、国の考え方を参考に平成26年度の施設・居住系サービス利用者数が、要介護2以上の認定者数の37%以下、平成26年度の3施設の利用者のうち、要介護4以上が70%以上を目標に設定を行いました。

その結果、平成26年度の施設利用者数は759人、介護専用居住系サービスの利用者が103人となっており、施設・居住系サービス利用者の合計は862人となる見込みです。

<介護保険施設及び介護専用居住系サービスの利用者数> 単位：人

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
施設利用者数	769	764	759
介護老人福祉施設	448	448	448
介護老人保健施設	306	306	306
介護療養型医療施設	15	10	5
介護専用居住系サービス利用者	94	94	103
認知症対応型共同生活介護	50	50	59
介護専用型特定施設	16	16	16
混合型特定施設	28	28	28
地域密着型特定施設	—	—	—
施設・介護専用居住系サービス利用者	863	858	862

<要介護2～5認定者に占める介護保険施設及び介護専用居住系サービスの利用者数> 単位：人

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
施設・介護専用居住系サービス利用者	863	858	862
要介護2～5の認定者数(第1号+第2号)	2,564	2,637	2,671
要介護2～5の認定者に占める施設・介護専用居住系サービス利用者の割合	33.7%	32.5%	32.3%

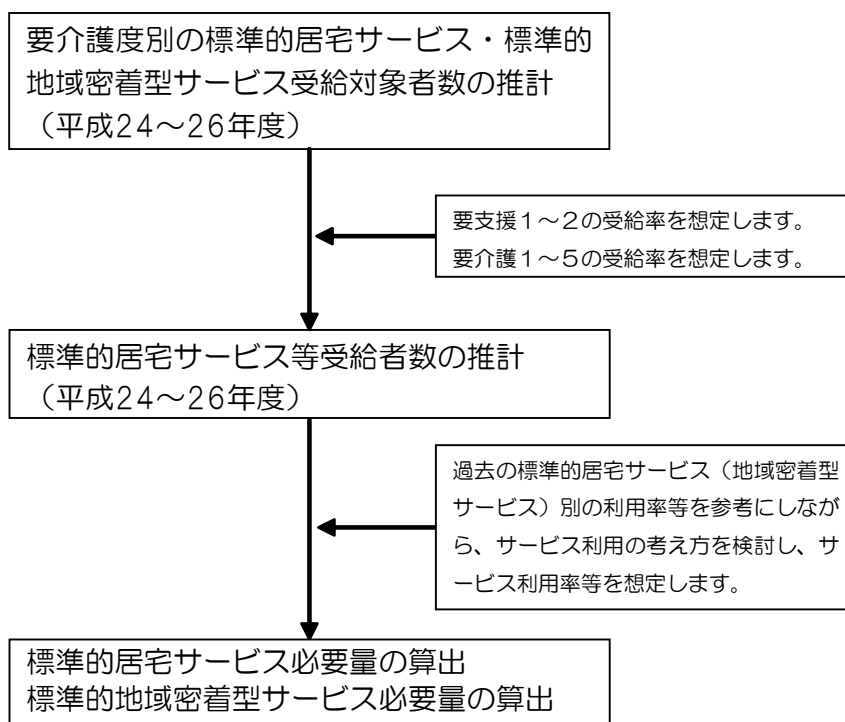
<介護保険施設利用者に占める要介護4～5の認定者数> 単位：人

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
施設利用者	769	764	759
要介護4～5の施設利用者数	508	519	532

施設利用者に占める要介護4～5の利用者の割合	66.1%	67.9%	70.1%
------------------------	-------	-------	-------

(3) 居宅サービス及び介護予防サービスの利用数等の推計

①介護給付等サービス利用者数推計の手順



②介護給付のサービス必要量等の検討

過去の利用状況や第5期のサービス利用等の見込みを踏まえながら、サービス別の利用率等の推計を次のとおりとしました。

サービス	利用率推計の考え方等
(1) 居宅サービス	
訪問介護	<ul style="list-style-type: none"> ・利用率は平成22年度から平成23年度にかけては要介護1を除き減少している。 ・ある程度適切な利用が進んでいると推察されることから、今後大幅な増減は考えにくい。平成24年度以降、利用率は横ばいになると想定する。
訪問入浴	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護1～3では僅かな数で、要介護4以上では利用者数が少なく変動がみられる。 ・訪問介護や通所介護等での入浴介助、入浴サービスがあることから、本サービスの大幅な増加は考えにくい。要介護1～3、5は平成23年度ベース、要介護4は平成22、23年度の間値とする。
訪問看護	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護2・5で減少傾向、その他はほぼ横ばいの状況にある。在宅生活の継続のために、医療行為のサービスが必要な要介護者に対し、利用促進を図っていくこととする。したがって、平成24年度以降、利用率は減少傾向に歯止めがかかり、横ばいになると想定する。
訪問リハビリテーション	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護2・5で減少傾向、その他はほぼ横ばいの状況にある。通所系サービスの利用が進んでいることから、伸び悩んでいるものと思われる。

	<ul style="list-style-type: none"> 通所系サービスよりも本人の状態に応じたリハビリが可能となり、かつ生活の場（住宅）に応じたリハビリも可能となる。心身機能の維持・向上に期待ができることから、利用促進を図っていくことが望まれる。平成 24 年度以降、利用率は横ばいになると想定する。
居宅療養管理指導	<ul style="list-style-type: none"> 要介護 4 を除き減少傾向にある。 平成 24 年度以降、利用率は減少傾向に歯止めがかかり、横ばいになると想定する。
通所介護	<ul style="list-style-type: none"> 利用率は増加傾向で推移している。この間、サービスの掘り起こしが行われてきており、利用が相当程度進んでいる。 そうした状況を踏まえ、要介護 1 は平成 23 年度ベース、要介護 2～5 は平成 22、23 年度の中間値とする。
通所リハビリテーション	<ul style="list-style-type: none"> 利用率は減少傾向で推移している。通所介護に次いで利用率が高いサービスとなっている。通所介護と同様に、利用が相当程度進んでいる。 そうした状況を踏まえ、要介護 1 は平成 22、23 年度の中間値、要介護 2～5 は平成 23 年度ベースとする。
短期入所サービス	<ul style="list-style-type: none"> 短期入所生活介護については、介護度別に増減はあるものの、利用率はほぼ横ばいで推移している。短期入所療養介護については利用者が少なく変動がみられる。本サービスについては、施設整備との兼ね合いから大幅な増床は望めない。したがって、利用率は平成 22、23 年度の中間値とする。
福祉用具貸与	<ul style="list-style-type: none"> 利用者数は微増傾向となっている。 そうした中で、需要が相当程度満たされてきているものと思われる。したがって、今後は本サービスの利用が維持されていくものと思われる。要介護 1 は平成 22、23 年度の中間値、要介護 2～3 は平成 22 年度ベース、要介護 4～5 は平成 23 年度ベースとする。
特定福祉用具販売	<ul style="list-style-type: none"> 利用者が少なく、利用率に変動がみられる。 平成 24 年度以降、要介護 1・3 は平成 23 年度ベースで横ばい、要介護 2・4 は平成 22、23 年度の中間値、要介護 5 は平成 22 年度ベースとする。
(2) 地域密着型サービス	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	<ul style="list-style-type: none"> 第 5 期計画では見込まない。
夜間対応型訪問介護	<ul style="list-style-type: none"> 20～30 万人に 1 カ所の拠点で事業実施が想定されているが、この間、事業所立地がない。今後、市民ニーズや近隣市町村の動向を見極めつつ、対応していくこととするが、現段階では次期計画における利用者の想定は行わない。
認知症対応型通所介護	<ul style="list-style-type: none"> 介護度別に増減はあるものの、利用率・利用者数はほぼ横ばいとなっている。 今後、利用促進を図る視点から、利用率は要介護 1・2・4 で平成 22 年度ベース、要介護 3・5 で平成 23 年度ベースとし、利用者は微増になると想定する。
小規模多機能型居宅介護	<ul style="list-style-type: none"> 介護度別に増減はあるものの、利用率・利用者数はほぼ横ばいとなっている。 今後、利用促進を図る視点から、利用率は要介護 1・2・4 で平成 22 年度ベース、要介護 3・5 で平成 23 年度ベースとし、利用者は微増になると想定する。 さらに、平成 24 年度中に 1 カ所開設予定であり、その利用者を見込む（25 人、内 2 割を予防、8 割を介護給付）。
複合型サービス	<ul style="list-style-type: none"> 第 5 期計画では見込まない。
(3) 住宅改修	<ul style="list-style-type: none"> 介護度別に増減はあるものの、利用率はほぼ横ばいで推移している。 要介護 1～3、5 は平成 23 年度ベースで横ばい、要介護 4 は平成 22、23 年度の中間値とする。
(4) 居宅介護支援	<ul style="list-style-type: none"> この間、利用率は 100%に近い値となっていることから、平成 24 年度以降、横ばいで推移すると想定する。

③ 予防給付のサービス必要量等の検討

過去の利用状況や第5期のサービス利用等の見込みを踏まえながら、サービス別の利用率等の推計を次のとおりとしました。

サービス	利用率推計の考え方等
(1) 介護予防サービス	
訪問介護	<ul style="list-style-type: none"> 要支援1で減少がみられる。 ある程度適切な利用が進んでいると推察されることから、今後大幅な増減は考えにくい。利用率は平成22、23年度の間値とする。
訪問入浴	<ul style="list-style-type: none"> 要支援、要介護1で利用実績がなく、今後も想定しにくいことから、利用は見込まない。
訪問看護	<ul style="list-style-type: none"> 利用実績が少なく、想定しにくい。 利用率は横ばいになると想定する。
訪問リハビリテーション	<ul style="list-style-type: none"> 利用実績が少なく、想定しにくい。 利用率は横ばいになると想定する。
居宅療養管理指導	<ul style="list-style-type: none"> 要支援1で利用実績がなく、要支援2でもほとんど利用実績がない。 したがって要支援1では利用は見込まない。要支援2は利用率が横ばいになると想定する。
通所介護	<ul style="list-style-type: none"> 利用率は要支援1で微増、要支援2はほぼ横ばいとなっている。介護給付と同様にこの間、サービスの掘り起こしが行われてきており、利用が相当程度進んでいるものと思われる。 したがって、そうした状況を踏まえ、平成24年度以降、利用率は横ばいになると想定する。
通所リハビリテーション	<ul style="list-style-type: none"> 利用率が若干減少している。通所介護に次いで利用率が高いサービスとなっている。通所介護と同様に、利用が相当程度進んでいる。 そうした状況を踏まえ、平成24年度以降、利用率は横ばいになると想定する。
短期入所サービス	<ul style="list-style-type: none"> 予防給付では利用がほとんどみられないことから、利用率が横ばいになると想定する。
福祉用具貸与	<ul style="list-style-type: none"> 利用率が要支援1で微減、要支援2では増加している。 介護給付と同様に、需要が相当程度満たされてきているものと思われる。したがって、今後は本サービスの利用が維持されていくものと思われる。平成24年度以降、利用率は横ばいになると想定する。
特定福祉用具販売	<ul style="list-style-type: none"> 利用者がわずかで、変動がみられる。 平成24年度以降、利用率は横ばいになると想定する。
(2) 地域密着型サービス	
認知症対応型通所介護	<ul style="list-style-type: none"> 予防給付ではほとんど利用がみられない。軽度の高齢者で認知症対応型通所介護のニーズは限られたものと思われる。 したがって、予防給付では、同サービスの利用者は見込まないものとする。
小規模多機能型居宅介護	<ul style="list-style-type: none"> 要支援1で微減、要支援2で微増となっている。 平成24年度以降、利用率は横ばいになると想定する。 さらに、平成24年度中に1箇所開設予定であり、その利用者を見込む(25人、内2割を予防、8割を介護給付)。
(3) 住宅改修	
	<ul style="list-style-type: none"> 利用者がわずかで、変動がみられる。 平成24年度以降、利用率は横ばいになると想定する。
(4) 介護予防支援	
	<ul style="list-style-type: none"> この間、利用率は100%に近い値となっていることから、平成24年度以降、横ばいで推移すると想定する。

④ 介護サービス給付費等の推計

ア. 居宅サービス・地域密着型サービス・施設サービス給付費の推計

単位：千円

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
居宅サービス			
訪問介護	346,978	360,211	363,572
訪問入浴介護	20,631	20,631	20,631
訪問看護	29,234	29,995	30,417
訪問リハビリテーション	23,450	23,450	24,267
居宅療養管理指導	8,503	8,778	8,936
通所介護	1,878,764	1,955,779	1,986,118
通所リハビリテーション	770,705	801,864	815,295
短期入所生活介護	125,936	130,834	131,879
短期入所療養介護	19,769	19,769	20,410
特定施設入居者生活介護	105,655	105,655	105,655
福祉用具貸与	120,641	125,234	126,646
特定福祉用具販売	6,391	6,720	6,720
地域密着型サービス			
夜間対応型訪問介護	0	0	0
認知症対応型通所介護	57,848	57,848	59,510
小規模多機能型居宅介護	145,120	150,362	153,531
認知症対応型共同生活介護	143,854	143,854	169,292
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0
住宅改修	22,600	22,600	22,600
居宅介護支援	279,398	290,693	295,054
介護保険施設サービス			
介護老人福祉施設	1,349,728	1,353,958	1,358,188
介護老人保健施設	975,026	976,801	978,302
介護療養型医療施設	66,619	45,347	23,141
療養病床（医療保険適用）からの転換分	0	0	0
介護給付費 計 (ア)	6,496,851	6,630,382	6,700,163

イ. 介護予防サービス・地域密着型介護予防サービス給付費の推計

単位：千円

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護予防サービス			
介護予防訪問介護	39,240	40,311	41,093
介護予防訪問入浴介護	0	0	0
介護予防訪問看護	2,750	2,750	3,121
介護予防訪問リハビリテーション	1,082	1,082	1,082
介護予防居宅療養管理指導	54	54	54
介護予防通所介護	170,478	175,577	177,857
介護予防通所リハビリテーション	95,279	98,133	99,561
介護予防短期入所生活介護	465	465	465
介護予防短期入所療養介護	0	0	0
介護予防特定施設入居者生活介護	6,196	6,196	6,196
介護予防福祉用具貸与	7,318	7,562	7,619
介護予防特定福祉用具販売	1,256	1,256	1,436
地域密着型介護予防サービス			
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	12,587	12,587	13,466
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0
住宅改修	3,668	3,668	3,668
介護予防支援	32,392	33,308	33,812
予防給付費 計 (イ)	372,765	382,950	389,431

ウ. 総給付費の推計

単位：千円

総給付費 合計 (ウ) = (ア) + (イ)	6,869,617	7,013,332	7,089,594
----------------------------	-----------	-----------	-----------

(4) 第1号被保険者の保険料算定

①標準給付見込額

介護サービス総給付費のほか、特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、算定対象審査支払手数料等を加えた、平成24年度から26年度までの標準給付見込額を以下のように算定しました。

単位：円

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	合計
総給付費	6,869,616,528	7,013,331,857	7,089,593,871	20,972,542,256
特定入所者介護サービス費等給付額	264,236,310	264,236,310	264,236,310	792,708,930
高額介護サービス費等給付額	154,998,649	160,113,604	164,596,785	479,709,038
高額医療合算介護サービス等給付額	14,639,355	15,122,453	15,545,882	45,307,690
算定対象審査支払手数料	8,519,220	9,749,185	10,197,680	28,466,085
標準給付見込額	7,312,010,062	7,462,553,409	7,544,170,528	22,318,733,999

②地域支援事業費

地域支援事業は、介護保険料等の財源を用いて事業を行うこととなりますが、その総事業費については、保険給付見込額に対して3%以内と定められています。

単位：円

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	合計
地域支援事業費	125,000,000	130,000,000	145,000,000	400,000,000
保険給付費見込額に対する割合	1.7%	1.7%	1.9%	1.8%

③第1号被保険者の保険料

第1号被保険者の保険料は、保険料率（基準額×所得段階別の割合）により算定されます。保険料基準額とは、保険料として収納する必要額と収納率を見込んで調整し、所得段階別の保険料負担割合を反映した被保険者数で平均した額で、次のとおり計算します。

$$\text{保険料基準額} = \text{保険料収納必要額} \div \text{予定保険料収納率} \div \text{補正第1号被保険者数}$$

算定した結果、うるま市の第5期保険料基準額は以下のとおりとなります。

単位：円

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	合計
保険料収納必要額				4,096,382,840
予定保険料収納率				96.37%
補正第1号被保険者数	18,883	19,775	20,477	59,135
保険料基準額	6,083			
基準額を弾力化した場合の保険料額	5,990			

④第5期保険料

第5期の各負担段階別の保険料（月額・年額）は次の表のとおりです。

負担段階は第4期では8段階でしたが、第5期については、低所得者の保険料上昇を抑制するため10段階に変更しました。

単位：円

第5期保険料			第4期保険料		
負担段階	対象者	保険料月額 (年額)	負担段階	対象者	保険料月額 (年額)
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で本人及び世帯全員が住民税非課税	3,000 (36,000)	第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で本人及び世帯全員が住民税非課税	2,600 (31,200)
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税かつ公的年金収入額＋合計所得金額が80万円以下	3,000 (36,000)	第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税かつ公的年金収入額＋合計所得金額が80万円以下	2,600 (31,200)
第3段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で第2段階対象者以外の者	4,500 (54,000)	第3段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で第2段階対象者以外の者	3,900 (46,800)
第4段階 軽	本人は住民税非課税だが、世帯内に住民税課税者がいる場合で、公的年金収入と合計所得金額が、80万円以下の方（7%軽減）	5,580 (66,960)	第4段階	本人は住民税非課税だが、世帯内に住民税課税者がいる場合	5,200 (62,400)
第4段階	本人は住民税非課税だが、世帯内に住民税課税者がいる場合	5,990 (71,880)			
第5段階	本人が住民税課税で合計所得金額が150万円未満	7,490 (89,880)	第5段階	本人が住民税課税で合計所得金額が150万円未満	6,500 (78,000)
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が150万円以上250万円未満	8,990 (107,880)	第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が150万円以上300万円未満	7,800 (93,600)
第7段階	本人が住民税課税で合計所得金額が250万円以上350万円未満	10,490 (125,880)	第7段階	本人が住民税課税で合計所得金額が300万円以上600万円未満	9,100 (109,200)
第8段階	本人が住民税課税で合計所得金額が350万円以上450万円未満	11,390 (136,680)			
第9段階	本人が住民税課税で合計所得金額が450万円以上550万円未満	12,580 (150,960)			
第10段階	本人が住民税課税で合計所得金額が550万円以上	13,180 (158,160)	第8段階	本人が住民税課税で合計所得金額が600万円以上	10,400 (124,800)

第4章 日常生活圏域での具体施策

1. 日常生活圏域

うるま市の日常生活圏域[※]は、「うるま市地域福祉計画」との整合を図るものとし、勝連地区、与那城地区、具志川第1地区、具志川第2地区、石川地区の5つの圏域とします。

※日常生活圏域とは

介護保険の事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針において、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案して日常生活圏域を定めることとされています。また、その範囲については、高齢者が住み慣れた地域で生活継続が可能になるよう、地域住民が公共サービスを含めた様々なサービスの担い手として参加し、コミュニティの再生や新たな公共空間の形成に取り組める範囲、としています。

■ 日常生活圏域別人口の現状

平成23年10月1日現在

	勝連地区	与那城地区	具志川第1地区	具志川第2地区	石川地区	合計
0～14歳	2,283	1,805	6,690	6,534	4,237	21,549
15～39歳	4,236	3,532	11,608	11,311	7,582	38,269
40～64歳	4,886	4,433	11,607	10,652	7,661	39,239
65歳以上	2,656	2,813	5,728	5,035	4,060	20,292
65～74歳(前期高齢者)	1,159	1,148	2,709	2,660	1,967	9,643
75歳以上(後期高齢者)	1,497	1,665	3,019	2,375	2,093	10,649
総人口	14,061	12,583	35,633	33,532	23,540	119,349
総人口の伸び	0.0%	-0.8%	0.4%	1.4%	0.9%	0.6%
65歳以上人口の伸び	0.2%	-0.8%	1.7%	-0.3%	0.2%	0.3%
65歳以上に占める 前期高齢者の割合	43.6%	40.8%	47.3%	52.8%	48.4%	47.5%
65歳以上に占める 後期高齢者の割合	56.4%	59.2%	52.7%	47.2%	51.6%	52.5%
高齢化率	18.9%	22.4%	16.1%	15.0%	17.2%	17.0%

□平成22年値

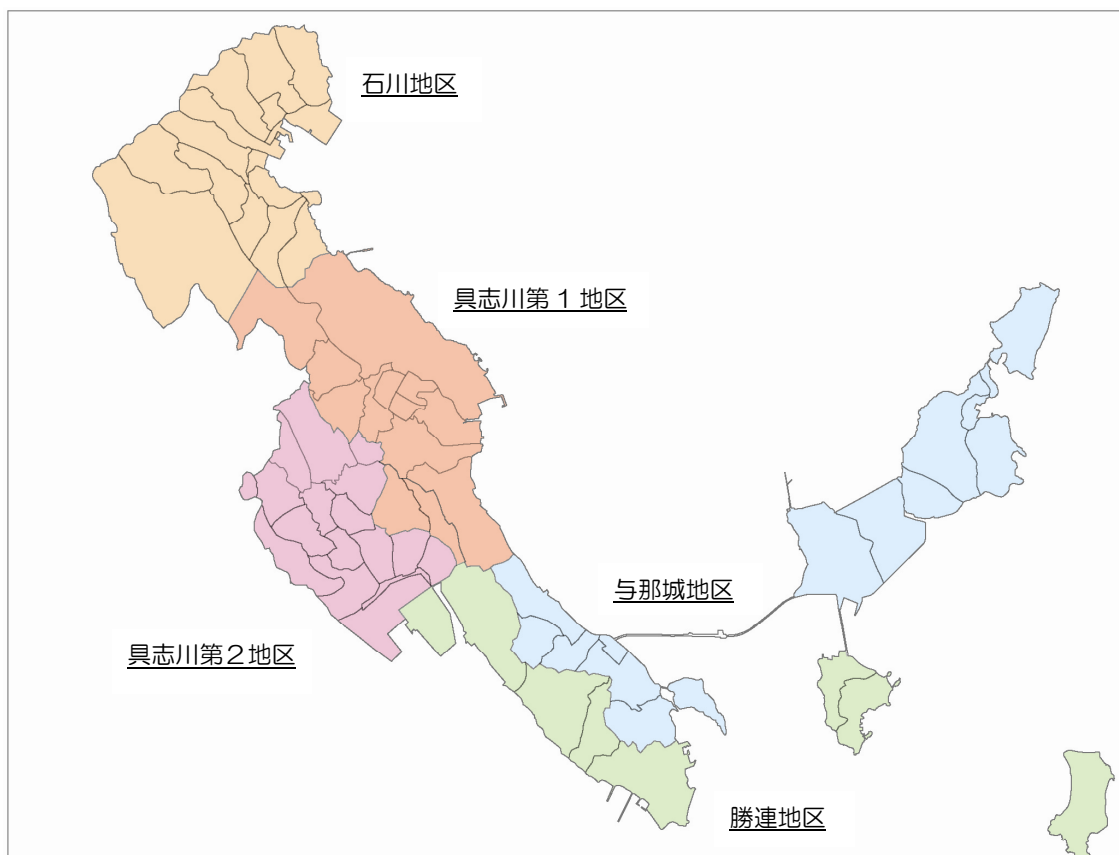
平成22年10月1日現在

	勝連地区	与那城地区	具志川第1地区	具志川第2地区	石川地区	合計
地区人口	14,068	12,682	35,495	33,085	23,338	118,668
65歳以上人口	2,651	2,837	5,633	5,051	4,053	20,225
高齢化率	18.8%	22.4%	15.9%	15.3%	17.4%	17.0%

資料：住民基本台帳

※人口の伸びは、前年との比較による。

■ うるま市日常生活圏域



□各地区の行政区名

勝連地区	与那城地区	具志川第1地区	具志川第2地区	石川地区
南風原、平安名、内間、平敷屋、津堅、浜、比嘉	照間、与那城西原、与那城、饒辺、屋慶名、平安座、桃原、上原、宮城、池味、伊計	具志川、田場、赤野、宇堅、天願、昆布、栄野比、川崎、西原、安慶名、上江洲、大田、みどり町1・2丁目、みどり町3・4丁目、みどり町5・6丁目	上平良川、兼箇段、米原、赤道、江洲、宮里、喜仲、平良川、川田、塩屋、豊原、高江洲、前原、志林川、新赤道	曙、南栄、城北、中央、松島、宮前、東山、旭、港、伊波、嘉手苅、山城、石川前原、東恩納、美原
◇7行政区	◇11行政区	◇15行政区	◇15行政区	◇15行政区

2. 日常生活圏域高齢者ニーズ調査結果の概要

- 回答者の属性について、具志川第1地区と石川地区が「高齢者世帯率が高い」、「二次予防事業対象者率が低い」、「認定者率が平均的」、勝連地区と具志川第2地区が「高齢者世帯率が低い」、「二次予防事業対象者率が高い」、「認定者率が比較的低い」など、それぞれ類似点が多くみられます。与那城地区は、後期高齢者率が高い他、高齢者世帯率、二次予防事業対象者率、認定者率とも、他地域に比べ、やや高い割合となっています。

地区	前期、後期高齢者率	高齢者世帯率	二次予防事業対象者率	認定者率
勝連	後期高齢者率が高い	比較的低い	比較的高い	比較的低い
与那城	後期高齢者率が高い	比較的高い	比較的高い	比較的高い
具志川第1	後期高齢者率がやや高い	比較的高い	比較的低い	平均的
具志川第2	前期高齢者率がやや高い	比較的低い	比較的高い	比較的低い
石川	前期、後期ほぼ同数	比較的高い	比較的低い	平均的

※上記で記述している「比較的」は地域間比較によるものです。

- 心身機能、社会参加等の評価項目別の結果について、心身機能の状況をみると、二次予防事業対象者率の高い勝連地区、与那城地区、具志川第2地区のうち、特に勝連地区、与那城地区でリスク者割合が高い傾向がみられました。具体的な内容でみると、市全体の結果で示されたように、勝連地区、与那城地区では「運動器」、「認知症リスク」の項目で、2割前後となっており、他の項目に比べリスク者割合が高くなっています。
- また、日常生活、社会参加の分野では、二次予防事業対象者率の高い勝連地区、与那城地区、具志川第2地区で、リスク者割合が高い傾向がみられます。
- 疾病状況については、各地区とも「高血圧」の有病率が4～5割と高く、具志川第1地区と具志川第2地区で「脳卒中」、「心臓病」、「糖尿病」が他地区に比べやや高く、与那城地区で「筋骨格系疾患」、石川地区で「心臓病」がやや高い傾向がみられます。
- 介護関連では、既往症の割合をみると、具志川第2地区、石川地区で「脳卒中」、具志川第1地区、具志川第2地区で「認知症」の割合が他地区に比べ、やや高くなっています。介護の必要性をみると、二次予防事業対象者率、認定者率の高い与那城地区で、介護を必要とする人の割合が高い傾向がみられます。

以上を踏まえ、地区別に概観すると以下のとおりとなります。なお、以下に示す二次予防事業や介護保険サービスの充実、生きがいつくり支援、地域支援等は、各地区で進めていくべきものとなりますが、地区特性を踏まえた施策の推進を展望するならば、次の視点も考慮する必要があります。

与那城地区は、高齢者像として「後期高齢者率が高い」、「高齢者世帯率が高い」、「二次予防事業対象者率が高い」、「認定者率が高い」など、市内でも高齢化が進み、心身機能や社会性の低下、認定者等支援を必要とする高齢者の割合が多くなっています。島しょ地域を含め、運動器の維持や認知症予防等介護予防への取り組みを強化していくとともに、介護保険サービスの充実を図っていくことが求められます。さらに、超高齢社会への対応として、従来からの地域の結びつきを基本とした適切な地域支援を進めていく必要があります。

具志川第1地区と石川地区は、高齢者像として「高齢者世帯率が高い」、「二次予防事業対象者率が低い」という類似点がみられます。そうした中で、具志川第1地区では自治会活動や老人クラブ活動等地域活動、石川地区では公民館活動がそれぞれ活発に行われており、こうした社会参加や生きがいつくり支援等を進めていくことで、地域での声掛け合いや要介護状態への移行の抑制（二次予防事業対象者の発生抑制等）等が期待できます。

勝連地区と具志川第2地区は、「二次予防事業対象者率が高い」、「認定者率が比較的低い」という類似点がみられます。与那城地区と同様に、心身機能や社会性の低下等により二次予防事業対象者が増えているものと推察されます。運動器の維持、うつや認知症予防等の視点での介護予防への取り組みを強化し、要介護状態への移行の抑制（二次予防事業対象者の維持・改善（認定者の発生抑制）等）を図っていく必要があります。また、生活習慣病予防の視点として市全体の重要課題ではありますが、その中でも生活習慣病の有病者率が高い具志川第2地区では特に留意していく必要があります。

3. 住民参加による施策の推進

施策の推進にあたっては、住民自らの積極的な取り組みが重要となります。したがって、日常生活圏域毎の施策は、「第2章 高齢者福祉計画等の具体施策」を住民参加の視点で整理することとし、以下にその内容を示します。

I-1 健康づくり・生きがいくりの充実

- 自治公民館等で実施される特定健診・各種がん検診を受診しましょう。
- 地区公民館等での生涯学習講座を受講しましょう。
- 地区公民館等を利用し自主サークルの活動を進めましょう。
- 圏域内の社会体育施設を活用し、生涯スポーツを楽しみましょう。
- 地域の老人クラブ活動に参加しましょう。
- 公民館ミニデイ等地域のボランティア活動に参加しましょう。

I-2 介護予防・介護保険サービス等の充実

- 自治公民館や地区公民館等で実施される介護予防出前教室や介護予防活動等に友人を誘って参加しましょう。
- 住み慣れた地域で暮らし続けていくために、身近な地域にある介護保険サービスや医療サービス等を利用しましょう。

II-1 支え合いの仕組みづくり

- 相談、支援が必要な場合には、地区内の「高齢者相談センター」等を利用しましょう。
- 日頃から隣り近所の高齢者を気に掛け、必要に応じて声かけをしましょう。
- 社会福祉協議会が自治公民館で実施する小地域ネットワークづくり出前講座に参加しましょう。
- 地域見守り隊等住民主体の支え合い活動に参加しましょう。

II-2 安心・安全なまちづくり

- 災害時要援護者支援の取り組みを理解し、支援する側あるいは、支援される側として参加しましょう。

4. 日常生活圏域別の具体施策

「第2章 高齢者福祉計画等の具体施策」と上記に位置づけた施策について、日常生活圏域及び日常生活の基礎単位となる行政区単位で展開していく施策を日常生活圏域毎に以下に整理します。圏域別の整理は、各地区の65歳以上人口、地域社会基盤や社会資源の現状、地区の将来人口、地区レベルの具体施策等の内容で行うこととします。

地区名：勝連地区

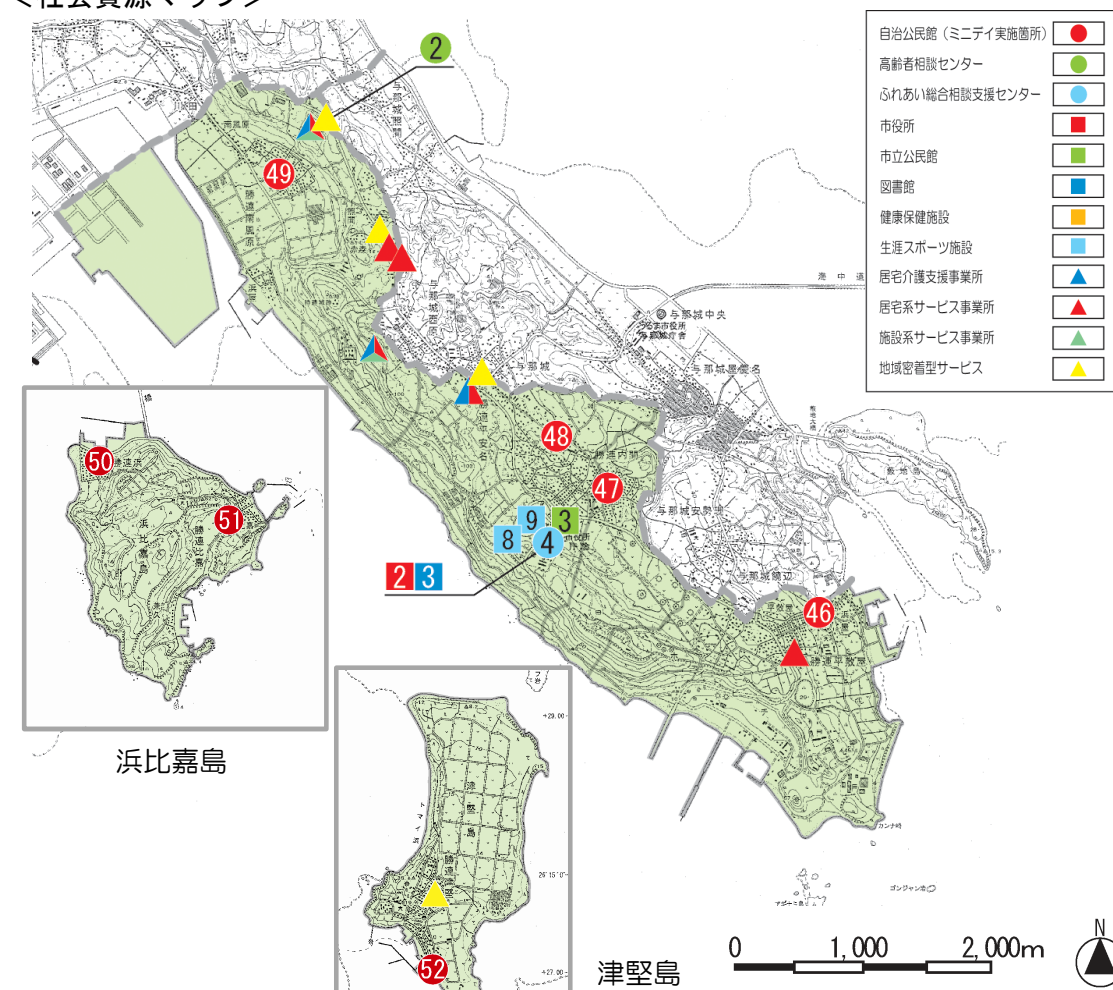
＜地区の現状＞（平成23年9月末現在）

- ・人口 14,061人
- ・世帯総数 5,312世帯
- ・65歳以上人口(対人口比) 2,656人(18.9%)
 - ・65～74歳人口 1,159人
 - ・75歳以上人口 1,497人
- ・高齢者世帯
 - ・高齢単身世帯 629世帯
 - ・高齢者のみの世帯 329世帯
 - ・高齢者のいる世帯 967世帯
- ・二次予防事業対象者 243人
（平成23年度把握事業より）
- ・要介護認定者 559人

＜地域社会基盤等の現状＞

- ・自治会数 7自治会
- ・自治会加入率 69.61%
- ・民生委員児童委員数 25人(定員27人)
- ・老人クラブ会員数 1,449人
（65歳以上人口に占める割合54.6%）
- ・公民館ミニデイ実施自治会 6自治会
- ・介護予防活動等サークル(健康運動) 1サークル
- ・公民館活動サークル 22サークル

＜社会資源マップ＞



地区名：勝連地区**<社会資源一覧>****①地域活動拠点****■自治公民館（公民館ミニデイ実施箇所）**

番号	行政区	電話番号	推進会名	実施日	備考
46	平敷屋	978-2231	平敷屋友愛会	第2火曜日14:00~16:00	自主活動で第4火曜日
47	内間	978-2238	内間みやらび会	第3木曜日14:00~16:00	午前開催あり
48	平安名	978-2237	平安名区福祉がじゅまるの会	第3土曜日14:00~16:00	
49	南風原	978-2235	南風原らんの会	第4木曜日13:00~16:00	午前開催あり
50	浜	977-8450	浜遊会	第1木曜日10:00~12:00	時間変動あり
51	比嘉	977-7227	一心会	第1木曜日14:00~16:00	
52	津堅	978-7510	—	—	公民館ミニデイ未実施

■高齢者相談センター

番号	事業所名称	事業所所在地	電話番号
2	高齢者相談センター かつれん	勝連南風原4908	978-1551

■ふれあい総合相談支援センター

番号	事業所名称	事業所所在地	電話番号
4	うるま市社会福祉協議会（勝連支所）	勝連平安名3043	978-5914

②公的施設**■市役所**

番号	名称	所在地	電話番号
3	うるま市役所勝連庁舎	うるま市勝連平安名3032	978-7237

■市立公民館

番号	名称	所在地	電話番号
2	うるま市立勝連地区公民館	勝連平安名3047	978-7194

■図書館

番号	名称	所在地	電話番号
3	うるま市立勝連図書館	勝連平安名3047	978-4321

■生涯スポーツ施設

番号	名称	所在地	電話番号
8	うるま市勝連B&G海洋センター体育館・プール	勝連平安名2805	978-6040
9	うるま市勝連総合グラウンド	勝連平安名2805	978-6040

地区名：勝連地区

<地区の将来人口等>

	(現状)	(将来推計)		
	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
・人口	14,061	14,125	14,171	14,199
・65 歳以上人口	2,656	2,754	2,854	2,916
・65～74 歳人口	1,159	1,200	1,257	1,302
・75 歳以上人口	1,497	1,555	1,595	1,609
・二次予防事業対象者	243	261	305	364
・要介護認定者	559	563	579	587

※将来推計は、平成 23 年現在の各地区の市全体に対する割合で算出。

<地区レベルの施策（住民参加による施策の推進）>

I-1 健康づくり・生きがいつくりの充実

- 自治公民館等で実施される特定健診・各種がん検診を受診しましょう。
- 勝連地区公民館等での生涯学習講座を受講しましょう。
- 勝連地区公民館等を利用し自主サークルの活動を進めましょう。
- 勝連総合クラウンド等社会体育施設を活用し、生涯スポーツを楽しみましょう。
- 地域の老人クラブ活動に参加しましょう。
- 公民館ミニデイ等地域のボランティア活動に参加しましょう。

I-2 介護予防・介護保険サービス等の充実

- 自治公民館や勝連地区公民館等で実施される介護予防出前教室や介護予防活動に友人を誘って参加しましょう。
- 住み慣れた地域で暮らし続けていくために、身近な地域にある介護保険サービスや医療サービス等を利用しましょう。

<圏域内の地域密着型サービス>

- ・小規模多機能型居宅介護 1 箇所（既設）
- ・認知症対応型通所介護 1 箇所（既設）、1 箇所（新規）
- ・認知症対応型共同生活介護 2 箇所（既設）

II-1 支え合いの仕組みづくり

- 相談、支援が必要な場合には、「高齢者相談センターかつれん」等を利用しましょう。
- 日頃から隣り近所の高齢者を気に掛け、必要に応じて声かけをしましょう。
- 社会福祉協議会が自治公民館で実施する小地域ネットワークづくり出前講座に参加しましょう。
- 地域見守り隊等住民主体の支え合い活動に参加しましょう。

II-2 安心・安全なまちづくり

- 災害時要援護者支援の取り組みを理解し、支援する側あるいは、支援される側として参加しましょう。

地区名：与那城地区

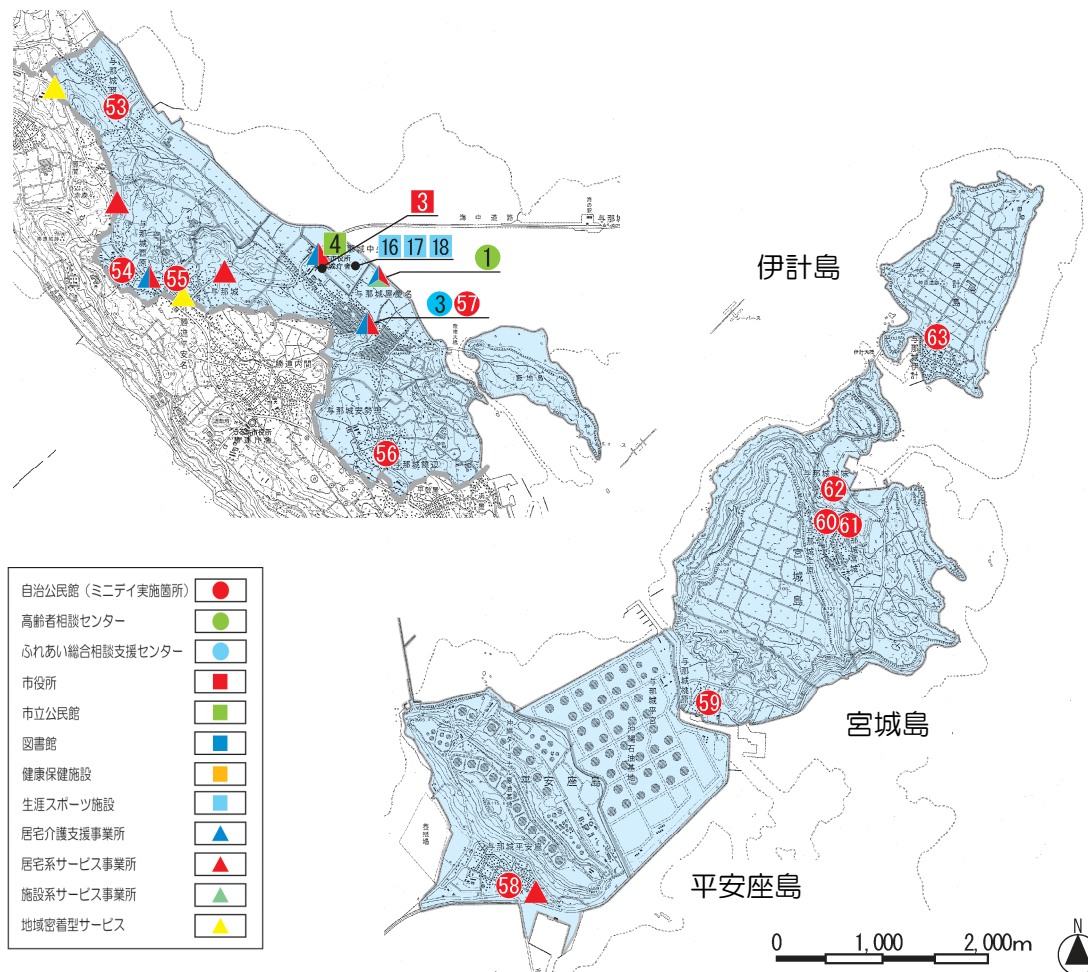
＜地区の現状＞（平成23年9月末現在）

- ・人口 12,583人
- ・世帯総数 4,775世帯
- ・65歳以上人口(対人口比) 2,813人(22.4%)
 - ・65～74歳人口 1,148人
 - ・75歳以上人口 1,665人
- ・高齢者世帯
 - ・高齢単身世帯 666世帯
 - ・高齢者のみの世帯 300世帯
 - ・高齢者のいる世帯 1,096世帯
- ・二次予防事業対象者 247人
（平成23年度把握事業より）
- ・要介護認定者 665人

＜地域社会基盤等の現状＞

- ・自治会数 11自治会
- ・自治会加入率 67.7%
- ・民生委員児童委員数 25人(定員25人)
- ・老人クラブ会員数 696人
（65歳以上人口に占める割合24.7%）
- ・公民館ミニデイ実施自治会 11自治会
- ・介護予防活動等サークル(健康運動) 3サークル
- ・公民館活動サークル 19サークル

＜社会資源マップ＞



地区名：与那城地区

<社会資源一覧>

①地域活動拠点

■自治公民館（公民館ミニデイ実施箇所）

番号	行政区	電話番号	推進会名	実施日	備考
53	照間	978-2233	照間あじさい会	第1火曜日10:00~14:00	
54	与那城西原	978-2236	与那城西原ふれあい友の会	第2木曜日10:00~14:00	
55	与那城	978-2230	与那城なかよクラブ	第3火曜日9:00~13:00	
56	饒辺	978-2232	ジープントー会	第4水曜日9:30~12:00	
57	屋慶名	978-2228	くわでいーさーの会	第2月曜日10:00~13:00	
58	平安座	977-8127	ゆうな会	第2水曜日10:00~13:00	
59	桃原	977-8182	ていーだの会	第4月曜日10:00~14:00	
60	上原	977-8166	上原ゆんたく会	第4金曜日10:00~14:00	
61	宮城	977-7924	なーぐすくランチナーグループ	第1水曜日10:00~14:00	
62	池味	977-8256	池味ふるばんた会	第4火曜日10:00~14:00	
63	伊計	977-7373	伊計イツクマ会	第2金曜日10:00~14:00	

■高齢者相談センター

番号	事業所名称	事業所所在地	電話番号
1	高齢者相談センター よなしろ	与那城屋慶名1410	983-0088

■ふれあい総合相談支援センター

番号	事業所名称	事業所所在地	電話番号
3	うるま市社会福祉協議会（与那城支所）	与那城屋慶名1098	978-0011

②公的施設

■市役所

番号	名称	所在地	電話番号
4	うるま市役所与那城庁舎	うるま市与那城中央1	978-4060

■市立公民館

番号	名称	所在地	電話番号
3	うるま市立与那城地区公民館	与那城屋慶名467-4	978-6836

■生涯スポーツ施設

番号	名称	所在地	電話番号
16	うるま市与那城総合公園陸上競技場	与那城中央5	978-1047
17	うるま市与那城多種目球技場	与那城中央5	978-1047
18	うるま市与那城庭球場	与那城中央5	978-1047

地区名：与那城地区

<地区の将来人口等>

	(現状)	(将来推計)		
	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
・人口	12,583	12,640	12,681	12,706
・65 歳以上人口	2,813	2,917	3,023	3,088
・65～74 歳人口	1,148	1,189	1,246	1,290
・75 歳以上人口	1,665	1,729	1,774	1,790
・二次予防事業対象者	247	265	310	370
・要介護認定者	665	670	689	698

※将来推計は、平成 23 年現在の各地区の市全体に対する割合で算出。

<地区レベルの施策（住民参加による施策の推進）>

I-1 健康づくり・生きがいつくりの充実

- 自治公民館等で実施される特定健診・各種がん検診を受診しましょう。
- 与那城地区公民館等での生涯学習講座を受講しましょう。
- 与那城地区公民館等を利用し自主サークルの活動を進めましょう。
- 与那城総合公園陸上競技場等社会体育施設を活用し、生涯スポーツを楽しみましょう。
- 地域の老人クラブ活動に参加しましょう。
- 公民館ミニデイ等地域のボランティア活動に参加しましょう。

I-2 介護予防・介護保険サービス等の充実

- 自治公民館や与那城地区公民館等で実施される介護予防出前教室や介護予防活動に友人を誘って参加しましょう。
- 住み慣れた地域で暮らし続けていくために、身近な地域にある介護保険サービスや医療サービス等を利用しましょう。

<圏域内の地域密着型サービス>

- ・認知症対応型共同生活介護 1 箇所（既設）

II-1 支え合いの仕組みづくり

- 相談、支援が必要な場合には、「高齢者相談センターよなしろ」等を利用しましょう。
- 日頃から隣り近所の高齢者を気に掛け、必要に応じて声かけをしましょう。
- 社会福祉協議会が自治公民館で実施する小地域ネットワークづくり出前講座に参加しましょう。
- 地域見守り隊等住民主体の支え合い活動に参加しましょう。

II-2 安心・安全なまちづくり

- 災害時要援護者支援の取り組みを理解し、支援する側あるいは、支援される側として参加しましょう。

地区名：具志川第1地区

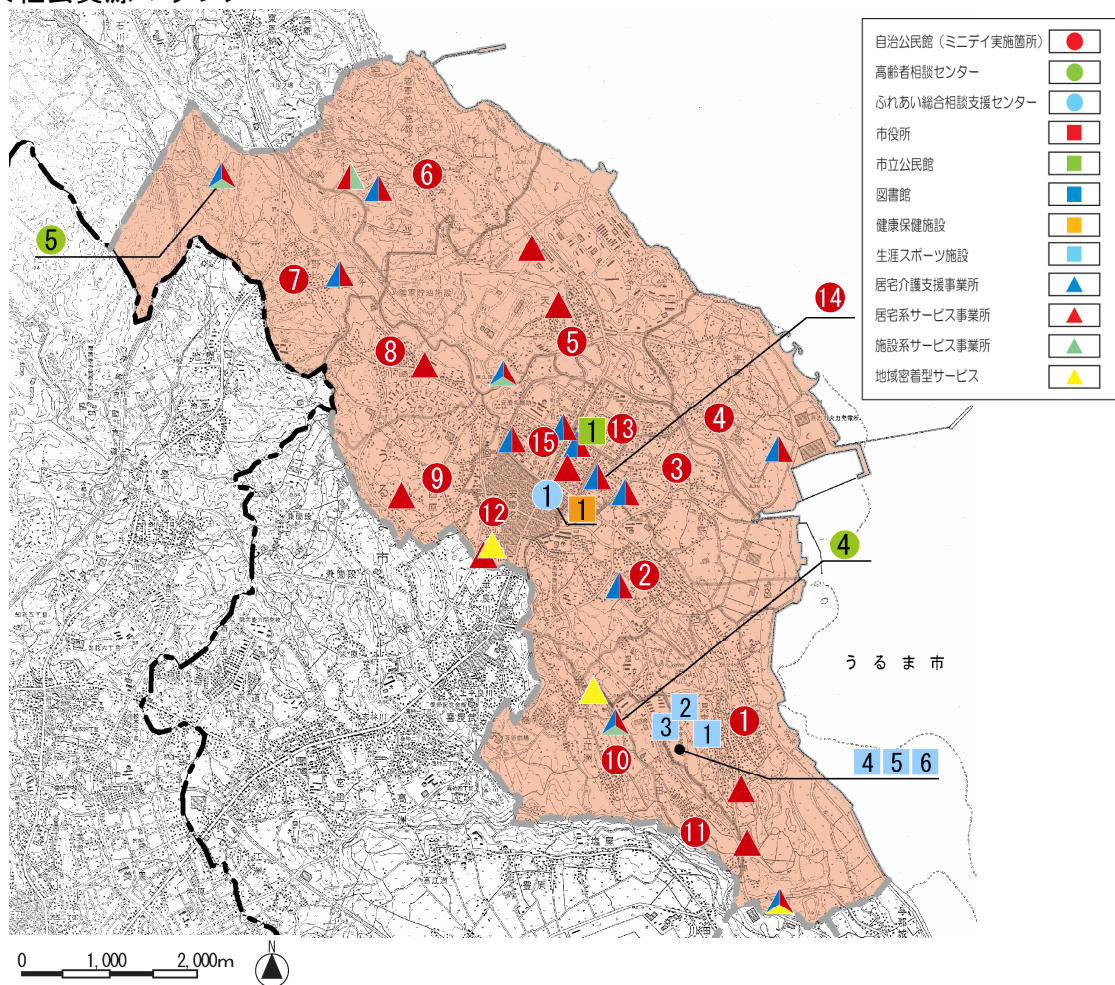
＜地区の現状＞（平成23年9月末現在）

- ・人口 35,633人
- ・世帯総数 13,302世帯
- ・65歳以上人口(対人口比) 5,728人(16.1%)
 - ・65～74歳人口 2,709人
 - ・75歳以上人口 3,019人
- ・高齢者世帯
 - ・高齢単身世帯 1,384世帯
 - ・高齢者のみの世帯 719世帯
 - ・高齢者のいる世帯 2,091世帯
- ・二次予防事業対象者 559人
（平成23年度把握事業より）
- ・要介護認定者 1,166人

＜地域社会基盤等の現状＞

- ・自治会数 15自治会
- ・自治会加入率 72.2%
- ・民生委員児童委員数 44人(定員45人)
- ・老人クラブ会員数 3,244人
（65歳以上人口に占める割合56.6%）
- ・公民館ミニデイ実施自治会 15自治会
- ・介護予防活動等サークル(健康運動) 9サークル
- ・公民館活動サークル 49サークル
（具志川第2地区も含む）

＜社会資源マップ＞



地区名：具志川第1地区

＜社会資源一覧＞

①地域活動拠点

■自治公民館（公民館ミニデイ実施箇所）

番号	行政区	電話番号	推進会名	実施日	備考
1	具志川	973-3407	具志川区福祉推進会	第4水曜日14:00~16:00	自主活動で第2水曜日
2	田場	973-6069	田場いなほ会	第4火曜日13:30~16:00	
3	赤野	973-9212	赤野区福祉推進会	第3木曜日13:30~16:00	
4	宇堅	973-3558	宇堅福祉推進会	第3火曜日14:00~16:00	午前開催あり
5	天願	972-3573	天願福祉推進会	第1水曜日9:00~12:00	
6	昆布	972-3574	昆布福祉推進つばき会	第2水曜日9:30~12:00	
7	栄野比	972-3551	なんくる会	第3月曜日9:00~12:00	
8	川崎	972-3471	川崎一升わくの会	第1木曜日13:30~16:00	
9	西原	973-3427	西原福祉若竹会	第2水曜日13:30~16:00	午前開催あり
10	上江洲	973-3502	上江洲区福祉推進会	第2木曜日9:30~12:00	10:00~14:00も開催あり
11	大田	973-3555	ウフタバタ推進会	第4火曜日14:00~16:00	
12	安慶名	972-6052	安慶名ふれあい長寿	第2木曜日13:30~16:00	午前開催あり
13	みどり町1・2	974-5480	みどり町1・2丁目福祉推進会	第1金曜日14:00~16:00	午前開催あり
14	みどり町3・4	974-5839	みどり町3・4丁目かりゆし会	第2水曜日14:00~16:00	
15	みどり町5・6	972-5606	みどり町5・6丁目福祉推進会	第4金曜日14:00~16:00	午前開催あり

■高齢者相談センター

番号	事業所名称	事業所所在地	電話番号
4	高齢者相談センター 具志川 ひがし	字上江洲661	974-4001
5	高齢者相談センター 具志川 きた	字栄野比1150	972-7124

■ふれあい総合相談支援センター

番号	事業所名称	事業所所在地	電話番号
1	うるま市社会福祉協議会（本所）	字安慶名488 うるま市健康福祉センターうるみん2階	973-5459

②公的施設

■市役所

番号	名称	所在地	電話番号
1	うるま市役所（本庁）	うるましみどり町1-1-1	974-3111 （総合案内）

■健康保健施設

番号	名称	所在地	電話番号
1	うるま市健康福祉センター「うるみん」	字安慶名488	973-4007

■生涯スポーツ施設

番号	名称	所在地	電話番号
1	うるま市具志川庭球場	字具志川2249	973-0230
2	うるま市具志川野球場	字具志川3500	973-0230
3	うるま市具志川総合グラウンド	字大田421	973-0230
4	うるま市具志川ゲートボール場	字大田421	973-0230
5	うるま市具志川総合体育館	字大田427	973-0230
6	うるま市具志川グランドゴルフ場	字大田427	973-0230

地区名：具志川第1地区

<地区の将来人口等>

(現状)

(将来推計)

	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
・人口	35,633	35,795	35,911	35,983
・65 歳以上人口	5,728	5,940	6,156	6,289
・65～74 歳人口	2,709	2,805	2,939	3,043
・75 歳以上人口	3,019	3,135	3,216	3,245
・二次予防事業対象者	559	601	701	837
・要介護認定者	1,166	1,174	1,208	1,224

※将来推計は、平成 23 年現在の各地区の市全体に対する割合で算出。

<地区レベルの施策（住民参加による施策の推進）>

I-1 健康づくり・生きがいつくりの充実

- 自治公民館等で実施される特定健診・各種がん検診を受診しましょう。
- 中央公民館（建替予定）等での生涯学習講座を受講しましょう。
- 中央公民館等を利用し自主サークルの活動を進めましょう。
- 具志川総合体育館等社会体育施設を活用し、生涯スポーツを楽しみましょう。
- 地域の老人クラブ活動に参加しましょう。
- 公民館ミニデイ等地域のボランティア活動に参加しましょう。

I-2 介護予防・介護保険サービス等の充実

- 自治公民館や中央公民館等で実施される介護予防活動に友人を誘って参加しましょう。
- 住み慣れた地域で暮らし続けていくために、身近な地域にある介護保険サービスや医療サービス等を利用しましょう。

<圏域内の地域密着型サービス>

- ・小規模多機能型居宅介護 1箇所（既設）
- ・認知症対応型通所介護 1箇所（既設）
- ・認知症対応型共同生活介護 2箇所（既設）

II-1 支え合いの仕組みづくり

- 相談、支援が必要な場合には、「高齢者相談センター具志川きた」等を利用しましょう。
- 日頃から隣り近所の高齢者を気に掛け、必要に応じて声かけをしましょう。
- 社会福祉協議会が自治公民館で実施する小地域ネットワークづくり出前講座に参加しましょう。
- 地域見守り隊等住民主体の支え合い活動に参加しましょう。

II-2 安心・安全なまちづくり

- 災害時要援護者支援の取り組みを理解し、支援する側あるいは、支援される側として参加しましょう。

地区名：具志川第2地区

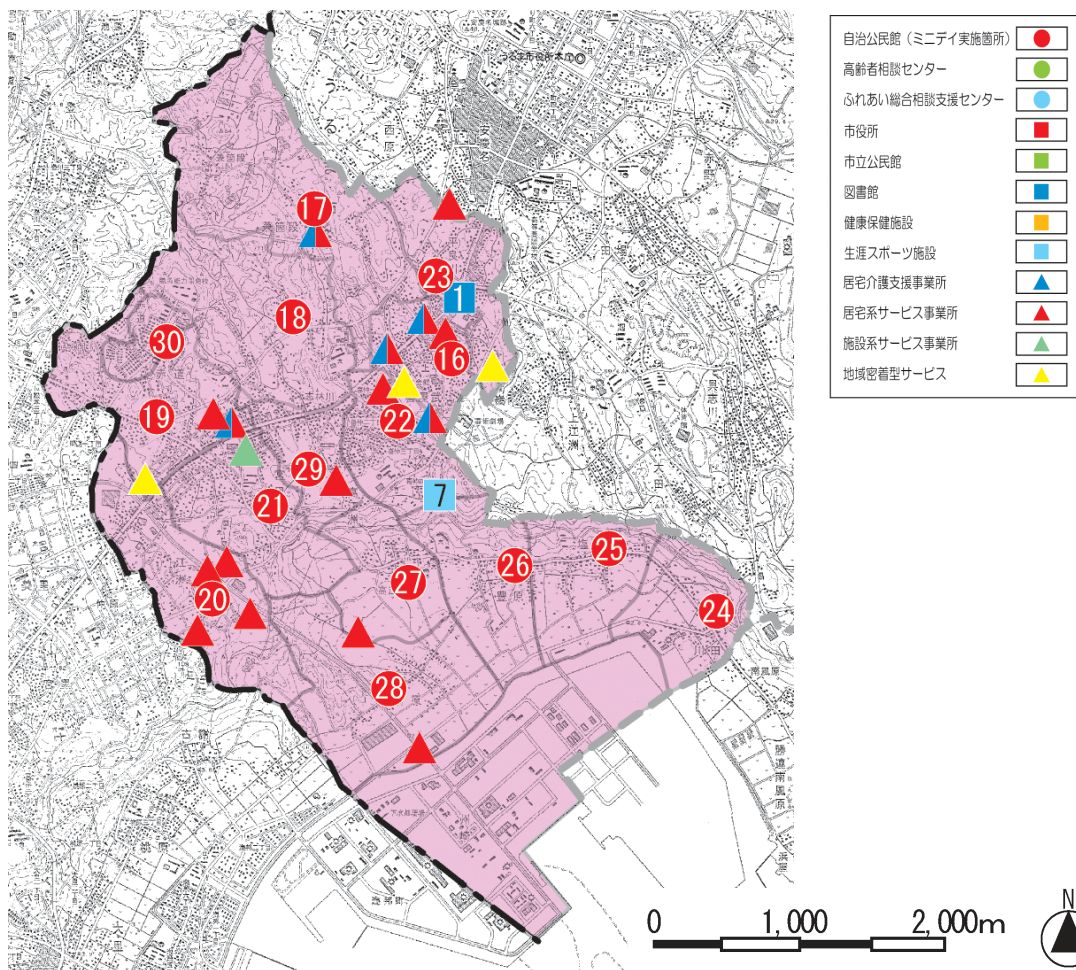
＜地区の現状＞（平成23年9月末現在）

- ・人口 33,532人
- ・世帯総数 12,701世帯
- ・65歳以上人口(対人口比) 5,035人(15.0%)
 - ・65～74歳人口 2,660人
 - ・75歳以上人口 2,375人
- ・高齢者世帯
 - ・高齢単身世帯 1,071世帯
 - ・高齢者のみの世帯 704世帯
 - ・高齢者のいる世帯 1,852世帯
- ・二次予防事業対象者 593人
（平成23年度把握事業より）
- ・要介護認定者 873人

＜地域社会基盤等の現状＞

- ・自治会数 15自治会
- ・自治会加入率 56.7%
- ・民生委員児童委員数 34人(定員38人)
- ・老人クラブ会員数 3,012人
（65歳以上人口に占める割合59.8%）
- ・公民館ミニデイ実施自治会 15自治会
- ・介護予防活動等サークル(健康運動) 10サークル
- ・公民館活動サークル 49サークル
（具志川第1地区も含む）

＜社会資源マップ＞



地区名：具志川第2地区

<社会資源一覧>

①地域活動拠点

■自治公民館（公民館ミニデイ実施箇所）

番号	行政区	電話番号	推進会名	実施日	備考
16	上平良川	973-3493	上平良川睦の会	第3木曜日9：00～12：00	
17	兼箇段	973-3552	兼箇段福祉推進会	第4水曜日9：00～12：00	
18	米原	973-3431	米原ゆんたく会	第1火曜日14：00～16：00	
19	赤道	973-3432	赤道区福祉推進会	第3水曜日13：30～16：00	
20	江洲	973-3001	江洲福祉推進会	第3火曜日13：30～16：00	午前開催あり
21	宮里	973-9013	みやざと友の会	第2木曜日9：30～12：30	
22	喜仲	979-0503	喜仲マープ会	第2火曜日13：30～15：30	
23	平良川	973-6059	平良川福祉推進会	第3木曜日13：30～16：00	
24	川田	973-3556	川田春風会	第3金曜日9：00～12：00	
25	塩屋	973-1936	塩屋福祉推進会	第3水曜日13：30～16：00	午前開催あり
26	豊原	973-1312	豊原	第3水曜日（不定期）	時間変動あり
27	高江洲	973-3571	あしばな会	第4月曜日13：30～16：00	
28	前原	973-4635	前原ゆいま～る会	第2木曜日14：00～16：00	午前開催あり
29	志林川	973-9009	志林川「イービ」事業推進会	第1火曜日13：30～16：00	
30	新赤道	973-6076	新赤道ピンピン会	第3火曜日9：00～13：00	自主活動で第1火曜日

②公的施設

■図書館

番号	名称	所在地	電話番号
1	うるま市立中央図書館	字平良川128	974-1112

■生涯スポーツ施設

番号	名称	所在地	電話番号
7	うるま市具志川喜屋武マープ庭球場	字仲嶺134	973-0230

地区名：具志川第2地区

<地区の将来人口等>

(現状)

(将来推計)

	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
・人口	33,532	33,685	33,793	33,861
・65 歳以上人口	5,035	5,222	5,411	5,528
・65～74 歳人口	2,660	2,755	2,886	2,988
・75 歳以上人口	2,375	2,466	2,530	2,553
・二次予防事業対象者	593	637	744	888
・要介護認定者	873	879	904	916

※将来推計は、平成 23 年現在の各地区の市全体に対する割合で算出。

<地区レベルの施策（住民参加による施策の推進）>

I-1 健康づくり・生きがいつくりの充実

- 自治公民館等で実施される特定健診・各種がん検診を受診しましょう。
- 中央公民館（建替予定）等での生涯学習講座を受講しましょう。
- 中央公民館等を利用し自主サークルの活動を進めましょう。
- 具志川総合体育館等社会体育施設を活用し、生涯スポーツを楽しみましょう。
- 地域の老人クラブ活動に参加しましょう。
- 公民館ミニデイ等地域のボランティア活動に参加しましょう。

I-2 介護予防・介護保険サービス等の充実

- 自治公民館や中央公民館等で実施される介護予防活動に友人を誘って参加しましょう。
- 住み慣れた地域で暮らし続けていくために、身近な地域にある介護保険サービスや医療サービス等を利用しましょう。

<圏域内の地域密着型サービス>

- ・小規模多機能型居宅介護 1 箇所（既設）
- ・認知症対応型共同生活介護 1 箇所（既設）

II-1 支え合いの仕組みづくり

- 相談、支援が必要な場合には、「高齢者相談センター具志川ひがし」等を利用しましょう。
- 日頃から隣り近所の高齢者を気に掛け、必要に応じて声かけをしましょう。
- 社会福祉協議会が自治公民館で実施する小地域ネットワークづくり出前講座に参加しましょう。
- 地域見守り隊等住民主体の支え合い活動に参加しましょう。

II-2 安心・安全なまちづくり

- 災害時要援護者支援の取り組みを理解し、支援する側あるいは、支援される側として参加しましょう。

地区名：石川地区

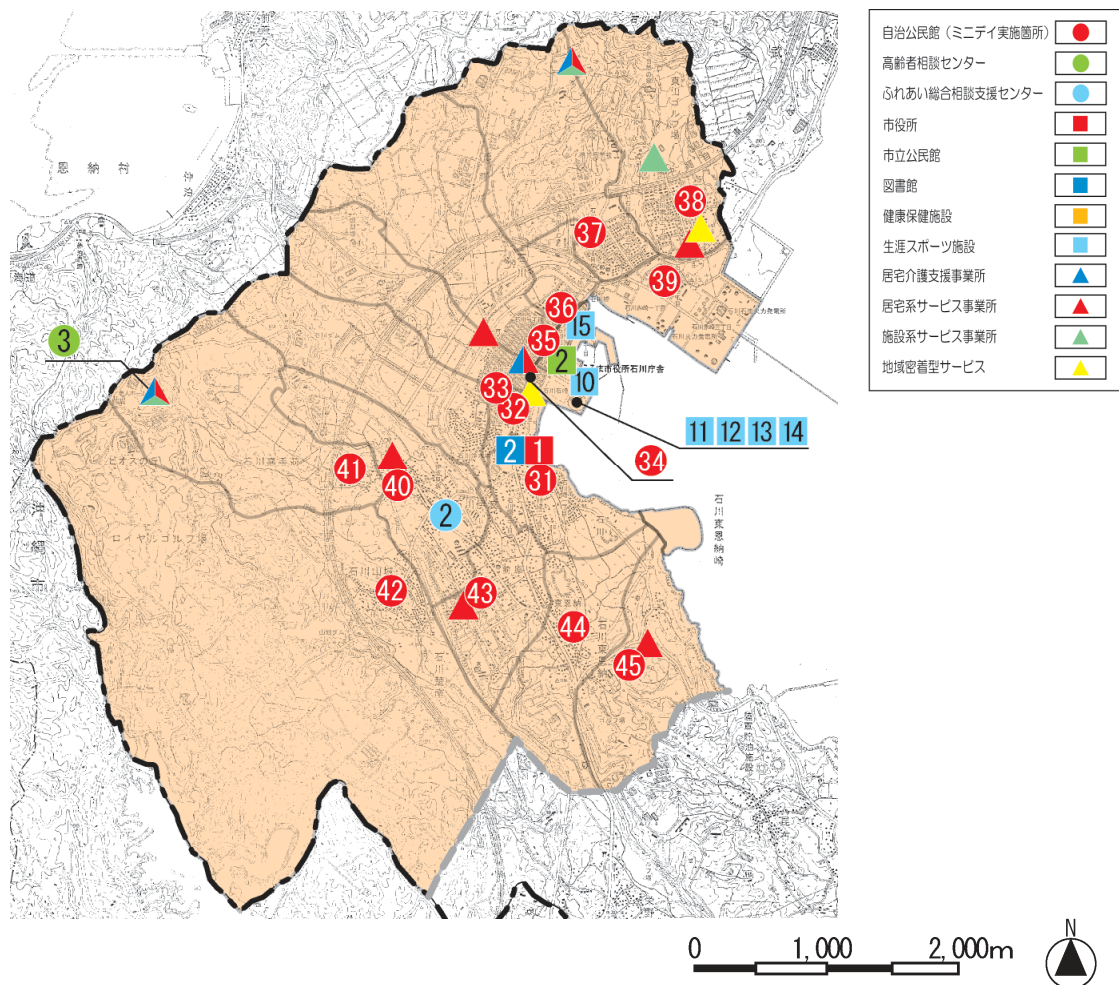
＜地区の現状＞（平成 23 年 9 月末現在）

- ・人口 23,540 人
- ・世帯総数 9,473 世帯
- ・65 歳以上人口(対人口比) 4,060 人(17.3%)
 - ・65～74 歳人口 1,967 人
 - ・75 歳以上人口 2,093 人
- ・高齢者世帯
 - ・高齢単身世帯 1,103 世帯
 - ・高齢者のみの世帯 539 世帯
 - ・高齢者のいる世帯 1,392 世帯
- ・二次予防事業対象者 415 人
（平成 23 年度把握事業より）
- ・要介護認定者 829 人

＜地域社会基盤等の現状＞

- ・自治会数 15 自治会
- ・自治会加入率 47.1%
- ・民生委員児童委員数 31 人（定員34人）
- ・老人クラブ会員数 1,521 人
（65 歳以上人口に占める割合 37.5%）
- ・公民館ミニデイ実施自治会 15 自治会
- ・介護予防活動等サークル（健康運動）4サークル
- ・公民館活動サークル 55 サークル

＜社会資源マップ＞



地区名：石川地区

<社会資源一覧>

①地域活動拠点

■自治公民館（公民館ミニデイ実施箇所）

番号	行政区	電話番号	推進会名	実施日	備考
31	曙	965-4780	石川曙福祉推進会	第4金曜日10:00~13:00	自主活動で第2金曜日
32	南 栄	964-4263	南栄区セミナー	第3月曜日14:00~16:00	毎週月曜日実施
33	城 北	964-5022	城北區うまんちゅセミナー	第2月曜日9:30~12:00	自主活動で第4月曜日
34	中 央	964-3630	中央区若水会	第2火曜日9:00~12:00	
35	松 島	964-2775	松島ドリームセミナー	第3月曜日9:30~12:00	
36	宮 前	965-4539	宮前区願寿セミナー	第2火曜日14:00~16:00	自主活動で第4火曜日
37	東 山	965-4297	東山区かりゆし会	第1木曜日9:00~13:00	自主活動で第3木曜日
38	旭	964-3428	ホルト会	第3木曜日9:30~12:00	
39	港	965-4964	ミニデー港区もーあしび会	第1金曜日9:00~11:00	自主活動で第3金曜日
40	伊 波	965-1807	健福寿セミナー	第4金曜日9:00~12:00	自主活動で第2金曜日
41	嘉 手 苅	964-4350	嘉手苅区ほがらか会	第1水曜日9:00~11:00	自主活動で第3水曜日
42	山 城	965-4233	揃てい遊ばな山城区	第2金曜日14:00~16:00	自主活動で第4金曜日
43	石 川 前 原	965-7021	前原区いきいきうまんちゅ会	第4木曜日9:00~11:30	自主活動で第2木曜日
44	東 恩 納	964-3255	東恩納ふれあいセミナー	第3金曜日9:00~13:00	
45	美 原	965-4713	美原かりゆし会	第4水曜日9:00~12:00	

■高齢者相談センター

番号	事業所名称	事業所所在地	電話番号
3	高齢者相談センター いしかわ	石川嘉手苅961-17	965-6121

■ふれあい総合相談支援センター

番号	事業所名称	事業所所在地	電話番号
2	うるま市社会福祉協議会（石川支所）	石川石崎1-1	964-2494

②公的施設

■市役所

番号	名 称	所 在 地	電話番号
2	うるま市役所石川庁舎	うるま市石川石崎1-1	965-5691

■市立公民館

番号	名 称	所 在 地	電話番号
1	うるま市立石川地区公民館	石川曙2-1-52	964-3433

■図書館

番号	名 称	所 在 地	電話番号
2	うるま市立石川図書館	石川曙2-1-55	964-5166

■生涯スポーツ施設

番号	名 称	所 在 地	電話番号
10	うるま市石川体育館	石川石崎1-2	965-5121
11	うるま市石川運動場	石川石崎1-6	965-5121
12	うるま市石川屋内運動場	石川石崎1-6	965-5121
13	うるま市石川野球場	石川石崎1-6	965-5121
14	うるま市石川庭球場	石川石崎1-6	965-5121
15	うるま市石川プール	石川石崎2-7	965-3939

地区名：石川地区

<地区の将来人口等>

(現状)

(将来推計)

	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
・人口	23,540	23,647	23,723	23,771
・65 歳以上人口	4,060	4,210	4,363	4,457
・65～74 歳人口	1,967	2,037	2,134	2,210
・75 歳以上人口	2,093	2,174	2,230	2,250
・二次予防事業対象者	415	446	521	621
・要介護認定者	829	835	859	870

※将来推計は、平成 23 年現在の各地区の市全体に対する割合で算出。

<地区レベルの施策（住民参加による施策の推進）>

I-1 健康づくり・生きがいつくりの充実

- 自治公民館等で実施される特定健診・各種がん検診を受診しましょう。
- 石川地区公民館等での生涯学習講座を受講しましょう。
- 石川地区公民館等を利用し自主サークルの活動を進めましょう。
- 石川体育館等社会体育施設を活用し、生涯スポーツを楽しみましょう。
- 地域の老人クラブ活動に参加しましょう。
- 公民館ミニデイ等地域のボランティア活動に参加しましょう。

I-2 介護予防・介護保険サービス等の充実

- 自治公民館や石川地区公民館等で実施される介護予防活動に友人を誘って参加しましょう。
- 住み慣れた地域で暮らし続けていくために、身近な地域にある介護保険サービスや医療サービス等を利用しましょう。

<圏域内の地域密着型サービス>

- ・認知症対応型通所介護 1 箇所（新規）
- ・認知症対応型共同生活介護 1 箇所（既設）

II-1 支え合いの仕組みづくり

- 相談、支援が必要な場合には、「高齢者相談センターいしかわ」等を利用しましょう。
- 日頃から隣り近所の高齢者を気に掛け、必要に応じて声かけをしましょう。
- 社会福祉協議会が自治公民館で実施する小地域ネットワークづくり出前講座に参加しましょう。
- 地域見守り隊等住民主体の支え合い活動に参加しましょう。

II-2 安心・安全なまちづくり

- 災害時要援護者支援の取り組みを理解し、支援する側あるいは、支援される側として参加しましょう。

第5章 計画推進に向けて

本計画は「おじー・おばーが 生き生き がんじゅうに暮らすまち」を将来像として描き、各施策に取り組んでいきますが、効果的に実施するためには本計画の市民に対する周知、行政における関係部署の連携、そして保健・医療・福祉の関係機関・団体の連携が不可欠です。

また、施策の充実を図るため、施策の進捗状況を適宜点検・評価し、3年ごとの計画見直しにつなげていきます。

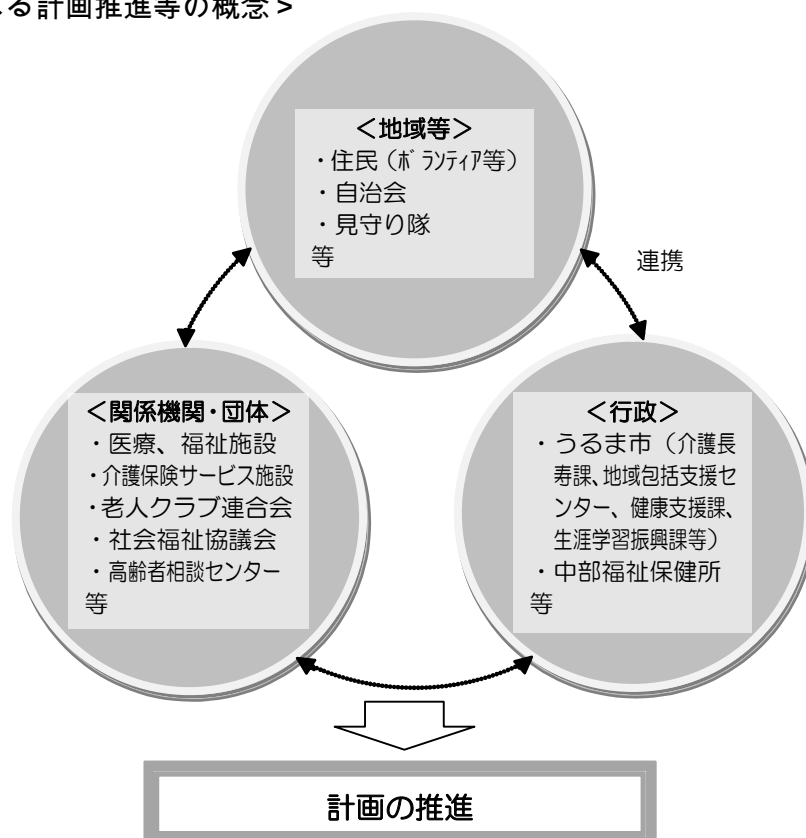
1. 高齢者をはじめ市民への計画等の周知徹底

本計画は、高齢者本人が地域で健やかに暮らし続けていくことと、本市の高齢社会を市民全体で支えていくことを大きな目標としています。そうした目標を実現していくためには、本計画について、高齢者をはじめ全ての市民が一定理解を示し、それぞれの立場で必要な行動に取り組んで頂くことが重要と考えます。例えば、高齢者はいつまでも健やかに暮らしていくために介護予防活動等に積極的に取り組む、例えば、児童、生徒や壮中年の市民は、交流等を通じて高齢者への理解を深めるとともに、健やかな高齢期を迎えるための健康づくりに取り組むなど、それぞれの立場で必要な行動がなされるよう、本計画の周知を徹底的に図っていくことが肝要です。そうすることで介護保険料の増加の抑制にも結びつくものと考えます。したがって、計画等に関する勉強会の開催を支援するなど、計画の周知に向けた取り組みを自治会等と連携しつつ進めていくこととします。

2. 行政及び保健・医療・福祉の関係機関等の連携推進

本計画に位置づける施策は、多くの分野にわたっています。各施策の円滑な推進に向けて、自治会等地域や関係部署、及び関係機関への情報発信を行うとともに、連携を深め、一体的に取り組めるよう努めていきます。

<連携による計画推進等の概念>



3. 計画の進行管理の仕組みづくり

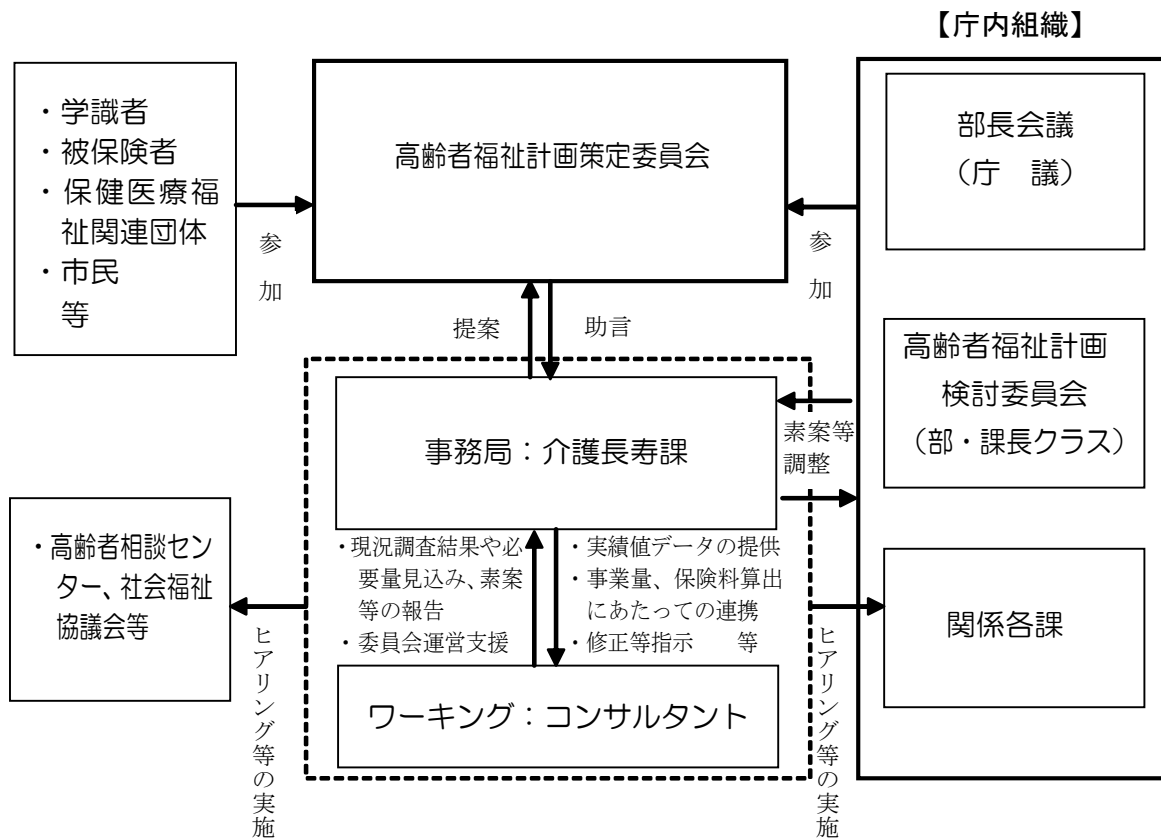
本計画の施策に関しては計画期間（平成24年度～26年度）内において、定期的な施策の進捗確認を行い、必要に応じて取り組みの強化や見直し等を進め、市民ニーズへの対応や課題解決につなげていく必要があります。施策の点検等は介護長寿課が中心となって行政内部の関係部署と連携し行うとともに、本計画策定委員会委員を中心とした（仮称）うるま市高齢者計画等推進委員会を設置し、そのもとで計画の進行管理に努めます。

これらの施策の点検や評価を次期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に引き継ぎ、本計画が目指す目標達成に向けて取り組んでいきます。

1. 計画策定の経緯

日程	策定委員会	検討委員会
平成 23 年 9 月	日常生活圏域ニーズ調査の実施（9月～11月） ・在宅高齢者及び施設入所高齢者	
	・うるま市高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画 諮問（9月13日）	
	第1回委員会（9月13日） ・計画策定の進め方、体制等 ・高齢者人口、介護保険サービス利用等の現状	
10月	第2回委員会（10月12日） ・現計画等検証（高齢者施策等） ・第5期介護保険事業計画の検討	
11月	第3回委員会（11月2日） ・現計画等検証（高齢者施策等）	第1回委員会（11月1日） ・計画策定の進め方、体制等 ・高齢者人口、介護保険サービス利用等の現状 ・現計画等検証（高齢者施策等） ・第5期介護保険事業計画の検討
	第4回委員会（11月30日） ・高齢者福祉計画等の基本事項 ・高齢者福祉計画等の個別施策①	第2回委員会（11月29日） ・高齢者福祉計画等の基本事項 ・高齢者福祉計画等の個別施策①
12月	・「うるま市地域包括ケアの構築に向けて」に関する関係機関ヒアリングの実施（関係機関：地域包括支援センター、高齢者相談センター、ふれあい総合相談支援センター（うるま市社会福祉協議会））	
	第5回委員会（12月21日） ・日常生活圏域ニーズ調査結果報告 ・高齢者福祉計画等の個別施策② ・うるま市地域包括ケアについて ・日常生活圏域での具体施策 ・計画推進に向けて	第3回委員会（12月19日） ・日常生活圏域ニーズ調査結果報告 ・高齢者福祉計画等の個別施策② ・うるま市地域包括ケアについて ・日常生活圏域での具体施策 ・計画推進に向けて
平成 24 年 1 月	パブリックコメント（1月10日～1月24日）	
		第4回委員会（1月30日） ・うるま市高齢者福祉計画等の最終案確認 ・保険料の設定について
2月	第6回委員会（2月1日） ・うるま市高齢者福祉計画等の最終案確認 ・保険料の設定について	
	・うるま市高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画 答申（2月1日）	

2. 計画策定の体制



3. 計画策定に係る規則及び規定

○うるま市高齢者福祉計画策定委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、うるま市附属機関設置条例（平成17年うるま市条例第19号）第3条の規定に基づき、うるま市高齢者福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、市長の諮問に応じて、うるま市高齢者福祉計画の策定に必要な事項を調査審議し、その意見を答申するものとする。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 保健、医療、福祉等を代表する者
- (3) 市職員
- (4) その他特に市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 策定委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会は、会長が招集し、会長が議長になる。

2 策定委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことはできない。

3 策定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 策定委員会において、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第8条 策定委員会に特定の事項を調査審議させるため、必要に応じ部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、策定委員会の議を経て、会長が任命する。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会の委員の互選によりこれを定める。
- 4 部会長は、部会の会務を総理する。
- 5 副部会長は、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 部会長は、部会で調査審議した事項について、策定委員会に報告しなければならない。
- 7 前2条の規定は、部会について準用する。この場合において「策定委員会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。
- 8 前各項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

(庶務)

第9条 策定委員会の庶務は、福祉部介護長寿課において処理する。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、会長が策定委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成17年8月1日から適用する。

附 則 (平成20年6月30日規則第46号)

この規則は、公布の日から施行する。

〇うるま市高齢者福祉計画策定委員

NO	氏名	所属
1	古謝 安子	琉球大学医学部保健学科地域看護学講師
2	新里 榮	中部福祉保健所代表
3	仲 斉	介護保険施設サービス事業者代表 (特別養護老人ホーム与勝の里事務局長)
4	上江洲 安信	介護保険居宅サービス事業者代表 (在宅介護サービスひまわり代表取締役)
5	山城 真樹	うるま市介護支援専門員連絡会代表 (願寿ぬ森居宅介護支援事業所)
6	大城 真弓	うるま市訪問介護員連絡会代表 (株式会社ケアネット徳洲会沖縄)
7	桑江 良也	うるま市社会福祉協議会代表
8	長堂 純吉	うるま市民生委員児童委員連絡協議会代表
9	池原 トモ子	うるま市女性団体連絡協議会代表
10	古謝 振哲	うるま市老人クラブ連合会代表
11	比嘉 盛一	うるま市自治会長連絡協議会代表
12	親田 多美子	うるま市具志川介護者ふれあいの会代表
13	兼次 桂一郎	第1号被保険者代表
14	石川 善隆	第1号被保険者代表
15	川根 浩三	社団法人中部地区医師会代表
16	根路銘 安則	行政代表 (うるま市福祉部長)

〇うるま市高齢者福祉計画策定に関する規程

(設置)

第1条 うるま市高齢者福祉計画の策定に必要な検討を行うため、うるま市高齢者福祉計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 老人福祉計画及び介護保険事業計画の案の策定に関すること。
 - (2) その他検討委員会が必要と認める事項
- 2 委員長は、検討委員会で検討した事項について、市長に報告しなければならない。

(組織)

第3条 検討委員会は、別表第1に掲げる職にある者をもって組織する。

- 2 委員の任命は、別に辞令を用いることなくその職に命じられた者とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 検討委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長に福祉部長、副委員長に介護長寿課長をもって充てる。

- 2 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員長は、必要があると認められるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 4 委員長は、検討委員会で検討した事項について、策定委員会に報告しなければならない。

(作業部会)

第6条 検討委員会の下にうるま市高齢者福祉計画作業部会（以下「作業部会」という。）を置き、委員長の指示により次の業務を行う。

- (1) 第2条の所掌事務に関すること。
- (2) 検討委員会に提出する原案の作成に関すること。
- (3) 計画案に係る具体的事項に関すること。

- 2 作業部会員は、検討委員会において選任する。
- 3 作業部会における検討の経過及び結果を検討委員会に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 検討委員会、作業部会の庶務は、福祉部介護長寿課において処理する。

(補則)

第8条 この訓令に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成23年11月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

検討委員会

所属	職名
福祉部	部長
企画部	部長
総務部	部長
市民部	部長
消防本部	消防長
福祉部介護長寿課	課長
福祉部生活福祉課	課長
福祉部障がい福祉課	課長
市民部健康支援課	課長
市民部国民健康保険課	課長
企画部企画課	課長
企画部財政課	課長
教育部生涯学習振興課	課長
教育部生涯スポーツ課	課長

4. 用語集

あ行

一般高齢者・一次予防事業

- ・要介護認定を受けていない方、また介護予防上の支援が必要と認められる虚弱な高齢者でない 65 歳以上の元気な高齢者を一般高齢者といい、その方達を対象に実施する介護予防事業（介護予防健康教室・総合介護予防教室等）を一次予防事業という。

か行

介護給付

- ・要介護認定において、介護が必要と認められた被保険者（要介護 1～要介護 5）に対する保険給付のこと。

介護支援専門員（ケアマネジャー）

- ・要介護者及び要支援者などからの依頼を受け、心身の状況にあった適切なサービスが利用できるよう、市町村や居宅介護サービス事業者、介護保険施設などとの連絡・調整を行い、介護サービス計画（ケアプラン）の作成などを行う専門職。

介護報酬

- ・介護保険制度において、事業所や施設が利用者に介護サービスを提供した場合、対価として支払われる報酬のこと。介護報酬はサービスの種類ごとに平均的な費用等を勘案して設定されており、原則として 9 割が介護保険から支払われ、残り 1 割が利用者の自己負担となる。

介護予防

- ・可能な限り要支援・要介護状態になることを防ぐこと。また、要支援・要介護と認定された場合でも、状態がさらに進行しないように支援すること。

介護予防給付

- ・要介護認定において、支援が必要と認められた被保険者（要支援 1・要支援 2）に対する保険給付のこと。

介護予防支援

- ・居宅の要支援者に対し、心身の状況にあった適切なサービスが利用できるよう、介護予防サービス計画を作成するとともに、居宅介護サービス事業者、介護保険施設などとの連絡・調整を行うこと。

介護療養型医療施設（介護療養病床）

- ・急性期の治療が終わり、長期の療養を必要とする要介護者が入院する施設。医療、看護、医学的管理のもとでの介護、その他日常生活上の世話や機能訓練などを行う。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

- ・日常生活に常時介護が必要で、自宅では介護が困難な要介護者が入所する施設。食事、入浴、排泄などの介護、その他日常生活上の世話や健康管理などを行う。

介護老人保健施設（老人保健施設）

- ・病状が安定し、リハビリに重点を置いたケアが必要な要介護者が入所する施設。医学的な管理のもとでの介護、その他日常生活上の世話や機能訓練などを行う。

居住系サービス

- ・地域における居住の場として提供されている施設サービス。特定施設入居者生活介護（介護保険の指定を受けた有料老人ホーム）やケアハウスなどがある。

居宅サービス

- ・居宅の要介護者が、指定居宅サービス事業者から受ける事ができるサービス。サービスには、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与等がある。

居宅療養管理指導

- ・医師や歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが、通院が困難な要介護者の居宅を訪問し、心身の状況や環境などを把握し療養上の管理・指導を行う居宅サービス。

ケアプラン（介護サービス計画）

- ・要介護者などの心身の状況や本人及び家族の希望などを勘案し、サービス提供者間の調整を行いつつ、利用する介護サービスの種類、内容など具体的なサービス計画を定めたもの。

後期高齢者

- ・75歳以上の高齢者。

高額介護サービス

- ・要介護者が、居宅サービスや施設サービスを利用して支払った自己負担額が一定額を

超えた場合に超過分が払い戻される介護給付。超過分が払い戻されることにより負担が一定額を上回らないよう自己負担額の軽減が図られる。

さ行

在宅療養支援診療所

- ・通院による医療サービスの利用が困難な高齢者等に対し、自宅を訪問して診療を行う医療機関。平成 18 年度厚生労働省が在宅医療の充実を図るために制度化。原則的に 24 時間体制の往診や急変時の入院先の確保などの基準を満たすことが必要。

サービス付高齢者向け住宅

- ・一定の広さやバリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携し高齢者を支援するサービスを提供する高齢者向けの住宅。平成 23 年度、国土交通省と厚生労働省が高齢者の居住の安定を確保する目的で制度化したもので、住宅等の建設に対して、国が建設費を助成するなど、各種の支援を行う。

住宅改修

- ・住む人の生活の利便性や安全性を考え、住宅の段差の解消や手すりの取り付け等を行うサービス。

小規模多機能型居宅介護

- ・居宅の要介護者を対象とした地域密着型サービスのひとつ。これまでの人間関係や生活環境をできるだけ維持できるよう、1つの事業所で「通い」サービスを中心に、「訪問」や「泊まり」のサービスを組み合わせることで受けられるサービス。平成 17 年の介護保険制度の改正により創設されたサービス。

成年後見制度

- ・不動産や預貯金などの財産管理、介護などのサービスや施設への入所などに関する契約といった場面で、適切な判断をすることが難しくなった方を支援する制度。

前期高齢者

- ・65歳～74歳までの高齢者。

た行

第三者後見人

- ・成年後見制度（前頁参照）において、定められる後見人のうち、親族以外の社会福祉協議会などの福祉機関あるいは弁護士、司法書士などの法律職種等、第三者の後見人

のこと。

短期入所生活介護

- ・居宅の要介護者が、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）などに短期間入所して、入浴や食事などの介護や機能訓練などを受けるサービス。

短期入所療養介護

- ・居宅の要介護者が、介護老人保健施設や医療施設などに短期間入所して、治療や看護、機能訓練などを受けるサービス。

地域医療支援病院

- ・地域の病院、診療所などの後方支援機能（高次医療、救急医療等）を有する医療機関。平成9年に創設されたもので、医療機関の機能の役割分担と連携を目的にしたもの。

地域包括ケア

- ・高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるよう、①介護、②予防、③医療、④生活支援、⑤住まいの5つのサービスを一体化して提供していくこと。

地域包括支援センター

- ・介護予防サービスや介護予防事業などのケアプランを作成したり、高齢者やその家族からの相談、高齢者の虐待防止等の権利擁護などを行う地域介護の中核拠点。

地域密着型サービス

- ・介護状態になった後も住みなれた地域で生活を継続できるよう、平成18年度の介護保険制度の改正時に創設されたサービスで、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護などがあり、保険者が事業者の指定・指導監督を行う。

通所リハビリテーション

- ・介護老人保健施設や医療機関等に通い、心身機能の維持・回復や日常生活の自立を支援するため、理学療法士や作業療法士などによる必要な機能訓練などを受けるサービス。

通所介護

- ・心身機能の維持や社会的孤立感の解消を図る事を目的に、施設などに通い入浴や食事、機能訓練、レクリエーションなどを受けるサービス。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

- ・重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に又はそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行うサービス。地域密着型サービスの一類型として、平成 24 年度に創設予定。

特定健診

- ・生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、メタボリック症候群に着目し、この該当者及び予備群を減少させるための特定保健指導を必要とする者を抽出するために行う健診。

特定施設入所者生活介護

- ・有料老人ホームやケアハウスなどで特定施設の指定を受けた事業所に入居している要介護者について、計画に基づいて提供される入浴、排せつ、食事等の介護等を行うサービス。

特定入所者介護サービス費

- ・平成 18 年 10 月からの居住費・医療費の保険給付外措置への制度改正において、低所得者への対策として創設された保険給付。

特定福祉用具販売

- ・居宅の要介護者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況や希望、置かれている環境を踏まえ、入浴又や排せつに使用する福祉用具の選定の援助、取付け、調整、販売を行うサービス。

特定保健指導

- ・特定健診で把握されたメタボリック症候群予備軍及び該当者に対し、保健師や管理栄養士の指導のもと食事や運動などの生活習慣改善に向けた取り組み。

な行

二次予防事業

- ・要介護状態となるおそれのある高齢者に対し、要介護状態にならないように積極的に介護予防を行う事業。

二次予防事業対象者

- ・今後、要介護状態となるおそれのある高齢者のこと。基本チェックリストの結果など

を通じ、市町村が把握を行う。

日常生活自立支援事業

- ・認知症や知的障害等で判断能力が不十分のため、自らの権利や介護・援助のニーズを表明することが困難な方に代わって、その権利やニーズ表明を行ったり、人権侵害(虐待や財産侵害など)が起きないようにする事業。

認知症サポーター

- ・認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職域で認知症の人やその家族を支援する人のこと。認知症サポーターになるには、各地域で実施している「認知症サポーター養成講座」を受講する必要がある。

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

- ・認知症の高齢者が共同で生活できる場（住居）で、食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられる。

認知症対応型通所介護

- ・認知症の方を対象に専門的なケアを提供する通所介護。

は行

福祉用具貸与

- ・心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある要介護者等の日常生活上の便宜を図るため、車イスや歩行器、特殊寝台等の用具を貸し出すサービス。

訪問リハビリテーション

- ・介護老人保健施設や医療機関等の理学療法士や作業療法士などが家庭へ訪問し、心身機能の維持・回復や日常生活の自立を支援するために、必要な機能訓練などを受けるサービス。

訪問介護

- ・訪問介護員（ホームヘルパー）が居宅を訪問し、入浴や排せつ、食事などの身体介護や調理、洗濯などの生活援助などを行うサービス。

訪問看護

- ・看護師、保健師などが家庭へ訪問し、病状などの観察や看護、終末期のケアなど、療養生活に必要な支援を行うサービス。

訪問入浴介護

- ・ 自宅の浴槽では入浴が困難な居宅の要介護者の家庭を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行うサービス。

や行

有料老人ホーム

- ・ 高齢者を入居させ、入浴、排せつもしくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な支援を行う施設。（老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居等は除く）